

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月30日

【事業年度】 第13期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【会社名】 Recovery International株式会社

【英訳名】 Recovery International Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴田 旬也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目16番12号

【電話番号】 03-5990-5882(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 山本 浩史

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目16番12号

【電話番号】 03-5990-5882(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 山本 浩史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 |
|---------------------------|------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 決算年月 | | 2021年12月 | 2022年12月 | 2023年12月 | 2024年12月 | 2025年12月 |
| 売上高 | (千円) | - | - | - | - | 2,689,620 |
| 経常利益 | (千円) | - | - | - | - | 207,531 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | (千円) | - | - | - | - | 127,711 |
| 包括利益 | (千円) | - | - | - | - | 127,711 |
| 純資産額 | (千円) | - | - | - | - | 774,368 |
| 総資産額 | (千円) | - | - | - | - | 1,347,926 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | - | - | - | - | 579.57 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | - | - | - | - | 93.36 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | (円) | - | - | - | - | 92.65 |
| 自己資本比率 | (%) | - | - | - | - | 57.2 |
| 自己資本利益率 | (%) | - | - | - | - | 16.6 |
| 株価収益率 | (倍) | - | - | - | - | 15.4 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | - | - | - | - | 70,747 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | - | - | - | - | 70,830 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | - | - | - | - | 77,898 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 | (千円) | - | - | - | - | 587,195 |
| 従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 | (名) | - 〔 - 〕 | - 〔 - 〕 | - 〔 - 〕 | - 〔 - 〕 | 349 〔 8 〕 |

(注) 1. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用人員(パート及びアルバイトを含む。)は年間の平均人員を括弧内に外数で記載しております。

3. 第13期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 |
|--------------------------------|------|------------|------------|-----------------|----------------|----------------|
| 決算年月 | | 2021年12月 | 2022年12月 | 2023年12月 | 2024年12月 | 2025年12月 |
| 売上高 | (千円) | 1,122,830 | 1,385,410 | 1,605,016 | 2,043,110 | 2,597,057 |
| 経常利益 | (千円) | 148,972 | 149,014 | 153,557 | 201,584 | 272,805 |
| 当期純利益 | (千円) | 100,861 | 108,297 | 110,138 | 145,734 | 193,165 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 | (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 | (千円) | 100,000 | 203,544 | 203,544 | 203,544 | 203,544 |
| 発行済株式総数 | (株) | 1,316,000 | 1,414,000 | 1,414,000 | 1,414,000 | 1,414,000 |
| 純資産額 | (千円) | 229,443 | 544,693 | 654,738 | 708,018 | 839,829 |
| 総資産額 | (千円) | 474,106 | 784,028 | 901,385 | 1,037,678 | 1,399,467 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 174.35 | 385.23 | 463.07 | 514.96 | 628.76 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) | (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 91.59 | 78.36 | 77.90 | 105.05 | 141.21 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | (円) | - | 75.61 | 76.31 | 103.04 | 140.14 |
| 自己資本比率 | (%) | 48.4 | 69.5 | 72.6 | 68.2 | 59.8 |
| 自己資本利益率 | (%) | 59.7 | 28.0 | 18.4 | 21.4 | 25.0 |
| 株価収益率 | (倍) | - | 23.6 | 26.2 | 13.1 | 10.2 |
| 配当性向 | (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 101,013 | 87,699 | 114,805 | 119,562 | - |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 24,345 | 9,570 | 19,637 | 23,682 | - |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 18,247 | 171,538 | 22,870 | 110,603 | - |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 | (千円) | 182,996 | 451,805 | 524,103 | 509,380 | - |
| 従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 | (名) | 154 〔9〕 | 187 〔9〕 | 224 〔9〕 | 280 〔10〕 | 334 〔6〕 |
| 株主総利回り (比較指標： 東証グロース指標) | (%) | - (-) | - (-) | 110.6 (96.0) | 74.5 (88.9) | 78.0 (95.2) |
| 最高株価 | (円) | - | 3,150 | 3,335 | 2,534 | 1,727 |
| 最低株価 | (円) | - | 1,460 | 1,800 | 1,148 | 1,100 |

(注) 1. 第9期から第12期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 第9期の株価収益率は、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用人員(パート及びアルバイトを含む。)は年間の平均人員を括弧内に外数で記載しております。

6. 2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 第9期及び第10期の株主総利回り及び比較指標については、2022年2月3日に東京証券取引所マザーズ市場(現グロース)に上場したため、記載しておりません。第11期の株主総利回り及び比較指標は、2022年12月

期末を基準として算定しております。

8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場（現グロース）における株価を記載しております。
なお、2022年2月3日に東京証券取引所マザーズ市場（現グロース）に上場したため、それ以前の株価については該当事項がありません。
9. 当社は、2022年2月3日付での東京証券取引所マザーズ市場（現グロース）への上場に伴い、2022年2月2日を払込期日として、普通株式70,000株の公募増資を実施しております。
10. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、第13期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
11. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第13期の期首から適用しております。
法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による主要な経営指標等への影響はありません。

2 【沿革】

当社は、2013年11月、「病気を抱えても自宅で過ごしたい方は、家で見る」が当たり前を選択できる世の中と、「家族はみんなで協力して家で看るのが普通」という、その生き活きとした家族の姿に対し、「“もう一人のあたにかい家族”のような存在として利用者様とご家族が笑顔になるようなサポートを行いたい」という思いから、訪問看護ステーションを運営する目的にて立ち上げられました。

| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 2013年11月 | 訪問看護サービスの提供を主な事業の目的として、東京都新宿区にRecovery International株式会社を設立(資本金1,000千円) |
| 2014年1月 | 東京都における拠点として「訪問看護ステーション リカバリー」を東京都新宿区に開設し、保険適用の訪問看護サービスの提供を開始 |
| 2015年3月 | 沖縄県における拠点として子会社リカバリー沖縄株式会社を設立し、「訪問看護ステーション リカバリー 沖縄」を沖縄県那覇市に開設 |
| 2016年4月 | 兵庫県における拠点として「訪問看護ステーション リカバリー 兵庫」を兵庫県西宮市に開設 |
| 2016年9月 | 高知県における拠点として「訪問看護ステーション リカバリー 高知」を高知県南国市に開設 |
| 2017年2月 | 子会社であるリカバリー沖縄株式会社を吸収合併 |
| 2022年2月 | 東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場 |
| 2022年4月 | 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行 |
| 2022年12月 | 高知県における拠点として「訪問看護ステーション リカバリー 高知 高知事務所」を高知県高知市に開設 |
| 2024年12月 | RePath株式会社を設立(現・連結子会社) |
| 2025年3月 | 子会社であるRePath株式会社が株式会社clutch communicationから「有料職業紹介事業等」を事業譲受 |

3 【事業の内容】

当社グループは「訪問看護サービス事業」及び「コメディカル人材紹介事業」を展開しております。各事業の概要は以下のとおりです。なお、当社グループは当社及び連結子会社であるRePath株式会社の計2社で構成されており、当社は主に「訪問看護サービス事業」を、RePath株式会社が主に「コメディカル人材紹介事業」を展開しております。

以下に示す区分はセグメントと同一の区分です。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) 1. 報告セグメントの概要」をご参照ください。

（訪問看護サービス事業）

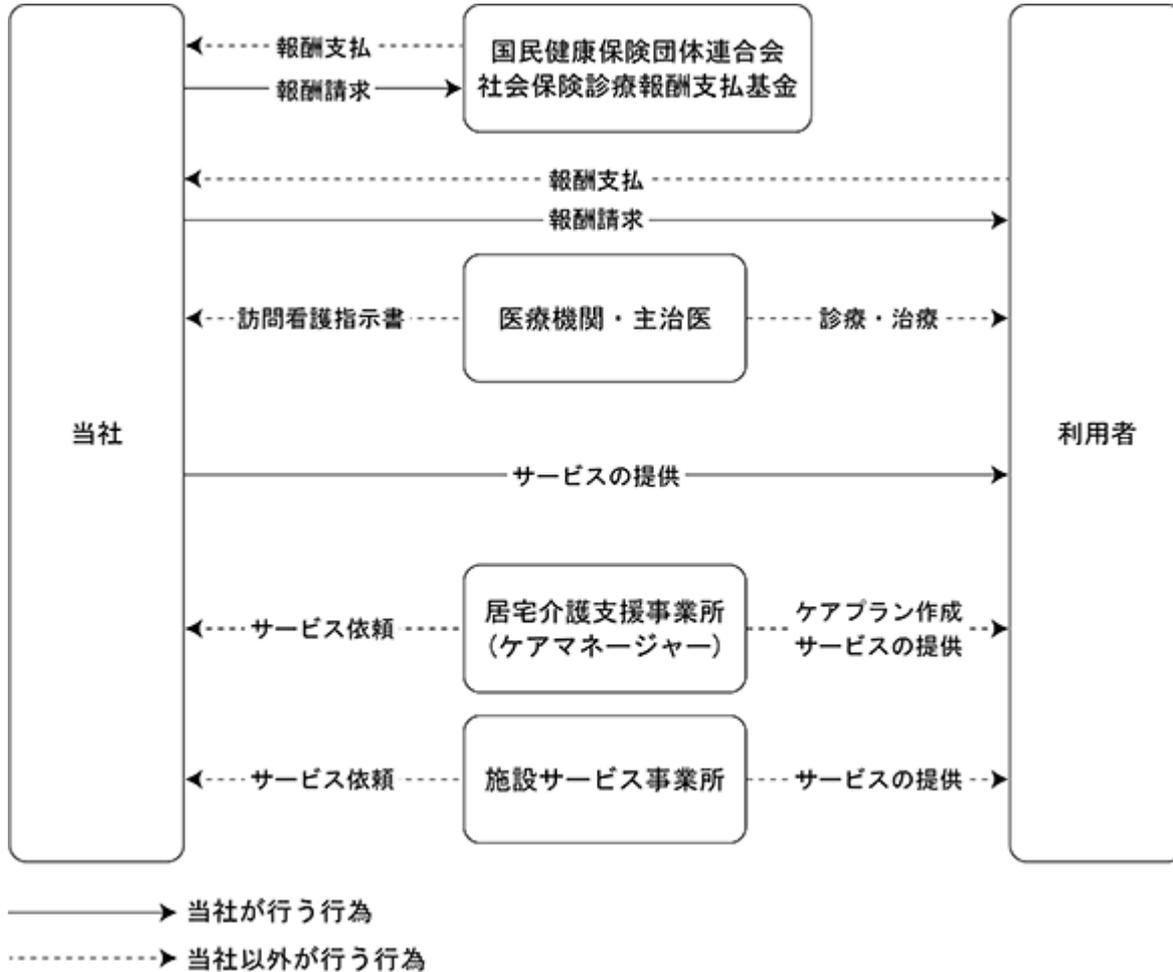
当社は看護師等(注1)が利用者様の自宅等に訪問して、その方の病気や障がいに応じた看護を行う訪問看護サービス事業を行っております。主治医が訪問看護を必要と認めた方に対して、当社の看護師等は医師の指示書に基づき、医療処置を行い、健康状態の悪化防止、回復、予防に向けて看護を行います。代表的な処置は、褥瘡(床ずれ)の処置や服薬の管理・指導、点滴、摘便(徒手的に便を出す医療行為)、入浴介助、呼吸器管理、カテーテルの交換等です。

当社は、国民健康保険法及び健康保険法その他の関連法令に定められた医療保険制度並びに介護保険法その他の関連法令に定められた制度に基づき事業を展開しております。訪問看護サービスの対価は、医療保険制度の場合は健康保険組合等の保険者及び被保険者である利用者様から、介護保険制度の場合は国民健康保険団体連合会(保険者)及び被保険者である利用者様から、厚生労働省の省令により定められた報酬額をサービス提供料として受け取っております。

訪問看護サービス事業を事業系統図にて示すと下図のとおりとなります。

主治医から依頼されるサービスは医療保険制度、居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)(注2)や施設サービス事業所を通じて依頼されるサービスは介護保険制度が適用されるものであり、いずれも利用者様の主治医の指示書に基づく訪問看護サービスを提供しております。

[事業系統図]



当社の訪問看護サービス事業の具体的な特長は以下のとおりです。

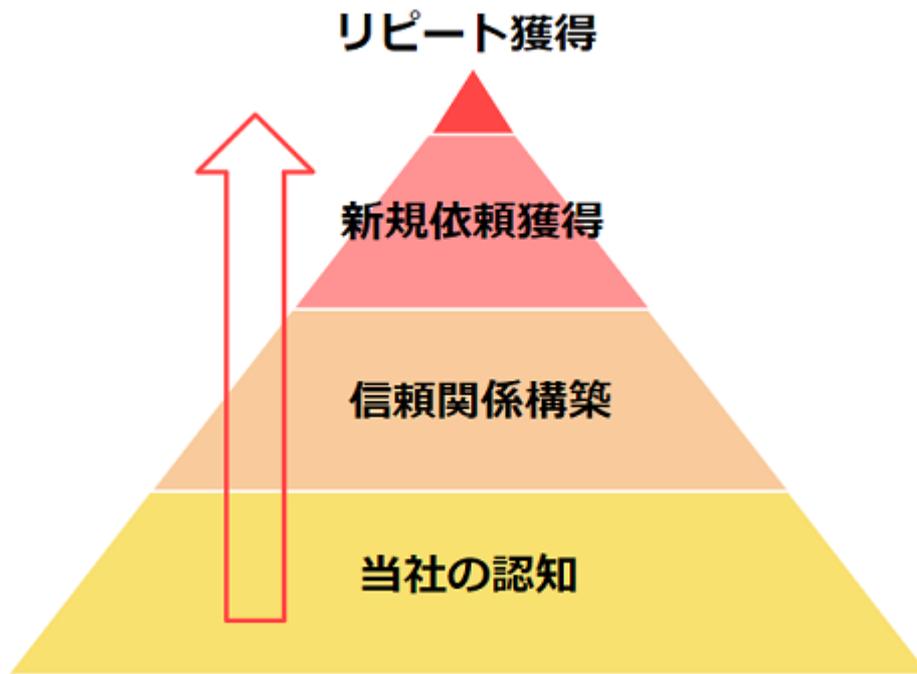
(1) 看護師等の医療職の専門性を活かした新規利用者獲得力の強化

当社では、在宅医療において、訪問看護の利用者様を地域で支えていくため、医療機関のみならず地域の住民をはじめとした居宅介護支援事業所、医療機関、施設サービス事業所等の地域連携先へ訪問・面談し、医療専門職である看護師等が専門性を活かし連携を密に行うことを重視しております。当社は、病院等特定の系列に属さない独立型であるため、柔軟な連携ができることが強みです。

事業所単位でこの活動を継続し、上記地域連携先からの当社の認知度と信頼度を高めることで、当社では営業の専門職を雇うことなく、新規利用者様の紹介、獲得に繋がっております。

具体的には、訪問看護計画書、訪問看護報告書の提出を郵送で行うだけでなく、地域連携先に持参し、口頭での報告・共有を行うことで疾患を持つ方の状況を詳細に報告・共有し、地域連携先からの最適なサポート体制が構築できるよう努めております。

下図は地域連携先へアプローチの頻度を高めて、信頼関係を構築し、新規利用者様の獲得に繋げていく過程を图示したものです。



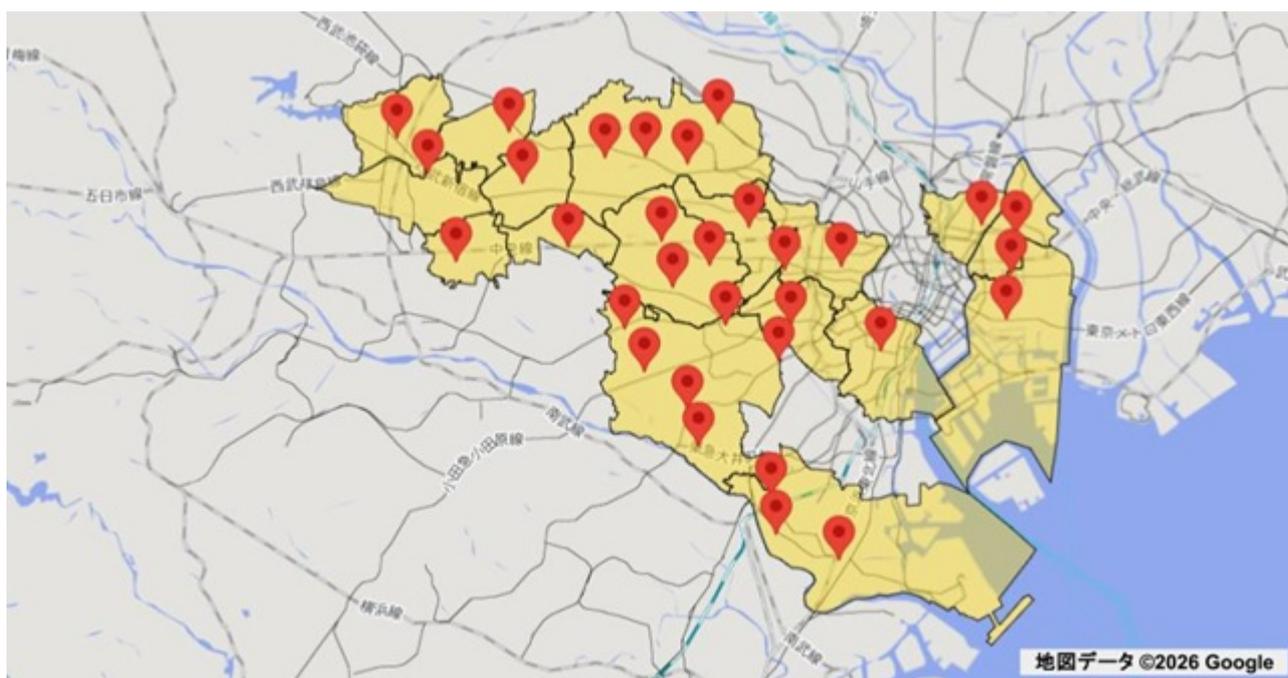
(2) ITの活用による経営の効率化

効率性を重視した訪問エリアの設定による訪問看護モデルの確立

当社では、サービスを提供している利用者様の訪問実績データ、訪問間距離や居住地等の地理的データ及び後期高齢者数や競合他社等のマーケットデータを組み合わせ、最適な訪問効率を確保する訪問エリアを定義した上で受託の可否を決定することとし、この訪問エリアをデジタル地図上で全役職員が視覚的に把握できるようにしております。

これにより、事業所単位で随時、自転車や車両等を利用する移動時間を極力短縮した訪問サイクルの設計や管理を行うことが可能となり、業務効率が向上し、1日当たり及び看護師当たりの訪問件数の増加に繋がってまいりました。また、新規利用者様の受託も設定した訪問エリア内が中心であるため、1訪問当たりの移動時間が短縮化し、訪問の効率性が益々高まるものと考えております。

下図は本書提出日現在の当社の東京都エリアの事業所で設定している訪問エリアを図示したものです。図内の赤いピンは当社の拠点の位置を示しております。



DX化推進による事務作業の効率化

訪問看護サービスを提供している利用者様の情報、保険者への請求情報をクラウド管理することで、事業所毎に事務処理専門の従業員を置くことなく、本社で一括集中管理を行っております。保険者への請求業務や認可を受けている都道府県への報告または届け出に関する事務は煩雑であり、提出する書類の一部にペーパーレス化できないものがありますが、ペーパーレス化の制約を受けない事務処理は本社においてクラウド上で完結しており、効率的な事務管理体制の構築に努めております。

クラウド管理による経営指標(KPI)の共有化

日次または月次の訪問件数や移動距離、現場で発生したインシデントの情報等をクラウド管理し、経営陣と現場との情報格差を極力小さくすることに努めております。役職員全員が売上と直結するKPIを共有することにより、現場レベルで新規利用者様の獲得や訪問の効率化を速やかに進めることが可能となり、またインシデント情報の速やかな共有化が、現場における事故発生を抑止力となっている等、情報の共有化が全社的な業績向上や訪問看護の品質向上に寄与していると考えております。

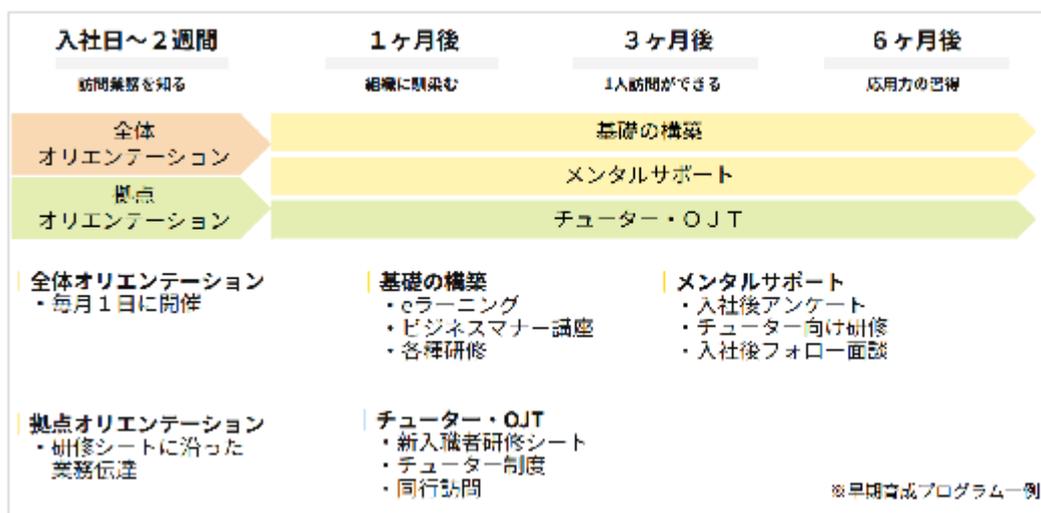
このため、当社では共有化されている情報を適宜閲覧する組織風土の構築に努めており、特に各事業所の管理責任者については、KPIを意識した業務運営を行うことを習慣づけるため、クラウドでの情報共有を推進するように指導しており、人事評価上も考慮することとしております。

ITツールを使用したコミュニケーション力の強化

主な通信手段が固定電話やFAXである訪問看護業界の中で、当社では、看護師等の各従業員にはスマートフォンを貸与し、ChatやTV会議による部門を跨いだコミュニケーションを行い、速やかな情報伝達による効率性の向上に努めています。新規依頼の利用者様に関する情報、担当する利用者様に関する情報や引継ぎ等の連絡についても、訪問看護から帰社後に知るのではなく、訪問の合間に本社からChatにて共有される情報を把握できるため、タイムリーな対応が可能となり、利用者様や地域と強い信頼関係を構築でき、安定した新規利用者の依頼獲得につながっていると考えております。

(3) 訪問看護未経験者の積極採用と早期育成

当社に入社する看護師等の従前は病院勤務者であることが多く、9割以上が訪問看護未経験者となっております。このため、未経験者であっても概ね入社後3ヵ月で1人で訪問看護ができるレベルまで引き上げる育成プログラムを整備し、看護師等の早期戦力化を図っております。



当社に入社する
看護師等の
9割以上が
訪問看護未経験者



※2022年12月期の新規採用者に占める割合

(4) 利用者対応力の強化

24時間365日利用者様を支える体制

当社が運営する事業所(注3)全拠点において、オンコールの担当を配置し、24時間365日利用者様を支える体制を整備しております。様々な疾患を抱える利用者様が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けるために、緊急時の体制を整えることで、継続的な医療・介護の提供を行うことができるよう努めております。

幅広いニーズへの対応力

当社は、看護師、准看護師のみならず、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士も配置することで、看護のみならず、リハビリを含む幅広いニーズの利用者様を受け入れております。

ドミナント戦略(注4)による事業所展開

当社は、中長期的な開設エリア検討の結果で現在のエリアから飛び地に開設することはありますが、ドミナント戦略を志向しており、事業所単独、看護師等単独ではなく拠点相互、看護師等相互で1人の利用者様を診る体制を整備しております。

訪問看護サービスでは、従来1人の利用者様について1人の看護師等が担当することが一般的でありましたが、当社では情報のクラウド管理により、利用者様に関する情報や引継ぎ等の連携を徹底することを前提として、複数の看護師等でサポートする体制としており、これにより看護師等の退職による利用者様への影響を軽減すると共に、看護師等の休暇取得も容易になる等、働きやすさの観点でもメリットがあると考えております。

- (注) 1. 看護師等には、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を含みます。
2. 居宅介護支援事業所とは、ケアマネージャーが駐在している事業所のことを言います。要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスを利用しながら生活できるようケアプランの作成等を通じて支援する事業所です。
3. 事業所は、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長から指定を受けた拠点であるステーションとそれ以外の拠点として従たる事業所を指します。2025年12月31日現在における当社が運営する拠点は以下のとおりです。

| 訪問看護ステーション | 届出先 | 従たる事業所 | 所在地 |
|----------------------------------|-----|---|--|
| 訪問看護ステーションリカバリー (東京都新宿区) | 東京都 | リカバリー-押上サテライト リカバリー-住吉サテライト リカバリー-東陽町サテライト リカバリー-浅草サテライト リカバリー-東村山サテライト リカバリー-田無サテライト リカバリー-小平サテライト リカバリー-東久留米サテライト リカバリー-武蔵野サテライト リカバリー-小金井サテライト リカバリー-曙橋サテライト リカバリー-代々木公園サテライト リカバリー-蒲田サテライト リカバリー-雪が谷大塚サテライト リカバリー-下丸子サテライト リカバリー-荻窪サテライト リカバリー-新高円寺サテライト リカバリー-浜田山サテライト リカバリー-石神井公園サテライト リカバリー-中村橋サテライト リカバリー-大泉学園サテライト リカバリー-平和台サテライト リカバリー-中野サテライト リカバリー-麻布十番サテライト リカバリー-明大前サテライト リカバリー-千歳烏山サテライト リカバリー-池尻大橋サテライト リカバリー-上野毛サテライト リカバリー-用賀サテライト リカバリー-祖師ヶ谷大蔵サテライト | 東京都墨田区 東京都江東区 東京都江東区 東京都台東区 東京都東村山市 東京都西東京市 東京都小平市 東京都東久留米市 東京都武蔵野市 東京都小金井市 東京都新宿区 東京都渋谷区 東京都大田区 東京都大田区 東京都大田区 東京都杉並区 東京都杉並区 東京都杉並区 東京都練馬区 東京都練馬区 東京都練馬区 東京都練馬区 東京都中野区 東京都港区 東京都世田谷区 東京都世田谷区 東京都世田谷区 東京都世田谷区 東京都世田谷区 |
| 訪問看護ステーションリカバリー-兵庫(兵庫県西宮市) | 兵庫県 | - | - |
| 訪問看護ステーションリカバリー-高知(高知県南国市) | 高知県 | - | - |
| 訪問看護ステーションリカバリー-高知 高知事務所(高知県高知市) | 高知県 | - | - |
| 訪問看護ステーションリカバリー-沖縄(沖縄県那覇市) | 沖縄県 | リカバリー-沖縄 那覇大道サテライト | 沖縄県那覇市 |

4. ドミナント戦略とは、地域を特定して集中的に開設する経営戦略のことを言います。

(コメディカル人材紹介事業)

当社グループは、看護師やリハビリ職などの専門スキルを有する人材を、病院や介護施設等の医療機関（以下、医療機関等という。）へ紹介する有料職業紹介サービスを提供しております。一般的な人材紹介会社とは異なり、医療・介護業界に特化した専門性の高い人材ビジネスを展開しております。

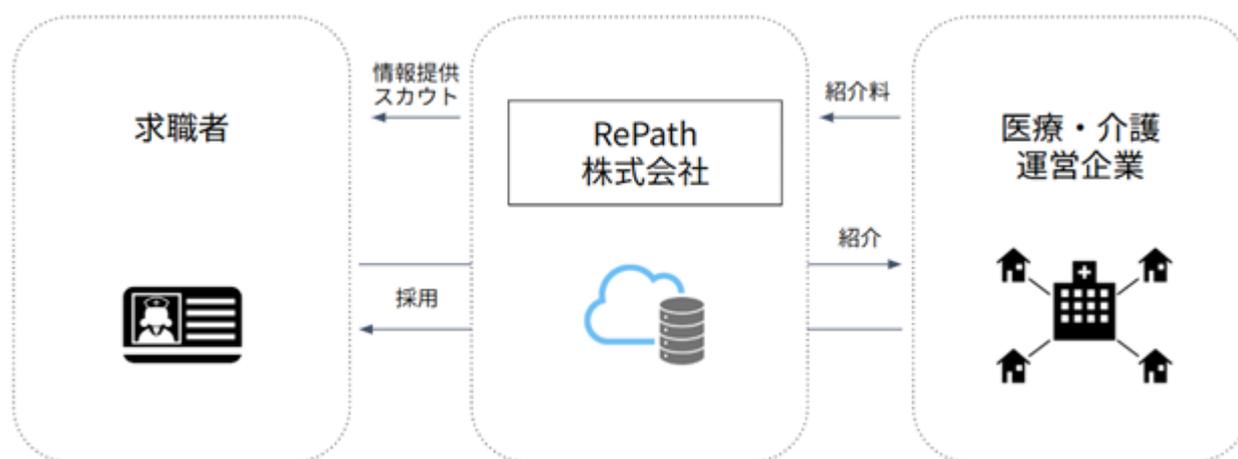
事業運営にあたっては、職業安定法に基づき厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を受けております。

サービスの流れとしては、Webマーケティング等を活用して看護師等の求職者を募り、当社グループのキャリアアドバイザーが医療機関等の求人条件と求職者の希望条件とを精緻にマッチングしたうえで、紹介・斡旋を行います。医療機関等と求職者との間で、面接等の選考を経て、双方の合意により雇用契約が成立し、医療機関等に求職者が入職した際に、当社グループは医療機関等から成功報酬として紹介手数料を得ております。

また、最適なマッチングを実現するため、求職者向け専用の登録サイト「リーパスナース」を運営しております。

コメディカル人材紹介事業を事業系統図にて示すと下図のとおりとなります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有 (又は被所有 割合%) | 関係内容 |
|-----------------------|--------|-------------|--------------|--------------------------|---|
| (連結子会社) RePath株式会社 | 東京都渋谷区 | 40,000 | コメディカル人材紹介事業 | 100.0 | 役員の兼任3名 当社より資金の貸与を受けております。 求職中の看護師等を当社へ紹介をしております。 |

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|--------------|---------|
| 訪問看護サービス事業 | 311(2) |
| コメディカル人材紹介事業 | 14(2) |
| 全社(共通) | 24(4) |
| 合計 | 349(8) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイトは括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 334(6) | 31.7 | 2.8 | 4,868 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及びアルバイトは括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当事業年度中において従業員が54名増加しております。これは主に事業拡大のため人材採用を積極的に行ったためであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

| 当事業年度 | | | | | 補足説明 |
|----------------------------|--------------------------|-------------------------|---------|-----------|------|
| 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1 | 男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2 | 労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1 | | | |
| | | 全労働者 | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 | |
| 52.3 | 100.0 | 85.4 | 84.0 | 190.6 | - |

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社は、在宅での看取りを増やしていくこと、利用者様の健康寿命を延伸すること、医療従事者がいきいき働ける職場環境を提供することが使命であると感じております。

『もう一人のあたたかい家族』を理念に掲げて、在宅医療領域で最大限に時間を活かす仕組みを提供し、チームで”いきいき”と働く人を増やすことを目指しております。この理念の下で、ご利用者様に寄り添った訪問看護をより多くの方に享受いただけるよう、人材確保と新規拠点開設に取り組んでおります。

(2) 経営方針、中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題等

市場環境

a. 我が国の高齢化の進展

訪問看護は、病気や障がいを持った方が住み慣れた地域でその人らしく療養生活を送れるように看護師等が医師の指示の下、生活の場へ訪問し支援するサービスであり、高齢者を中心として病気や障がいのある方で訪問看護を必要としている方を対象に療養上の世話または必要な診療の補助を行うものです。

現在、我が国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しております。厚生労働省によると、65歳以上の人口は、現在3,600万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。(出所：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム_地域包括ケアシステムの実現へ向けて」)

b. 医療・介護市場の拡大

2025年に内閣府が発表したところによれば、65～74歳と75歳以上の介護保険の被保険者について、それぞれ要支援、要介護の認定(注)を受けた人の割合をみると、65～74歳は要支援1.4%、要介護3.0%であるのに対して、75歳～84歳では要支援6.0%、要介護11.6%、85歳以上では要支援14.0%、要介護44.5%となっており、75歳以上になると要介護の認定割合が大きく上昇するため、当社グループは75歳以上の人口をエリアマーケティングの中心に置いております。(出所：内閣府「令和7年版_高齢社会白書」)

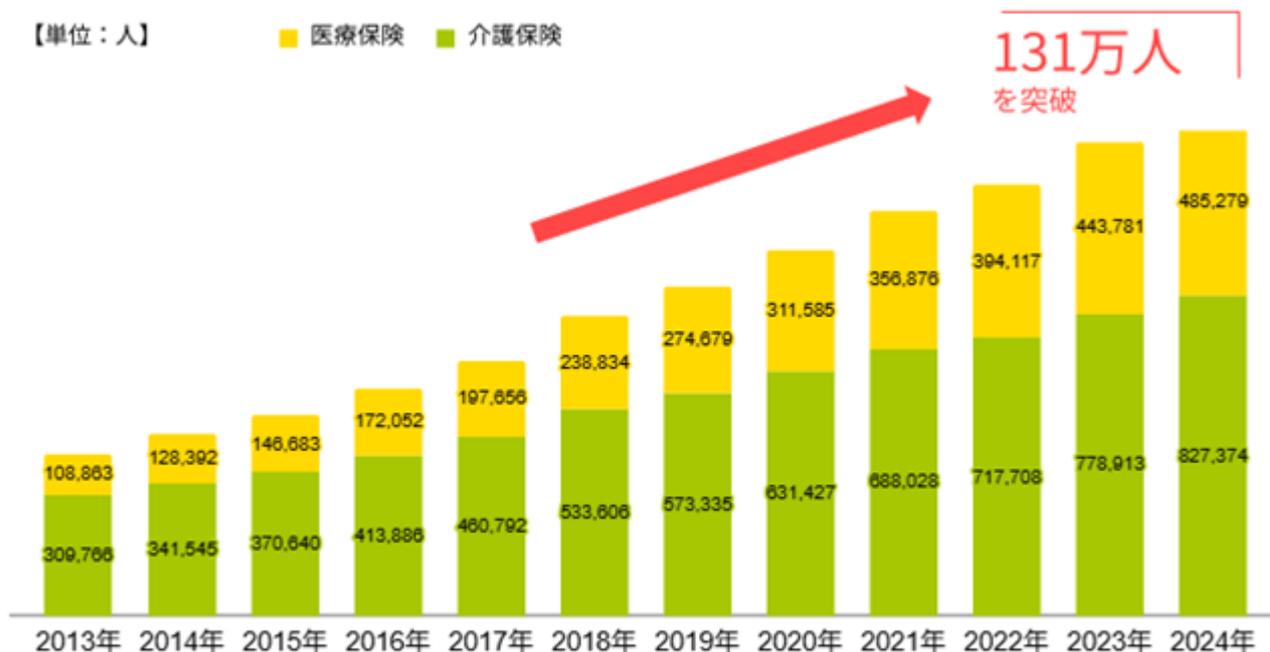
(注) 介護保険制度では、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合や、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合に介護サービスを受けることができます。介護サービスの必要度を判定するのが要支援認定、要介護認定であり、要支援状態は2段階、要介護状態は5段階にその程度が区分されており、要支援よりも要介護の方がより介護サービスを必要としている状態です。この判定は介護サービス給付額と連動しています。

また、介護保険制度が定着し、サービス利用の大幅な伸びに伴い介護費用が急速に増大しております。介護保険制度開始当時の2000年度は3.6兆円だった介護費用は、2024年度は10.8兆円となっております(1・2)。高齢化がさらに進展し団塊の世代が75歳以上となった2025年度には15.3兆円、高齢化率が3割を超えると予測される2040年度には25.8兆円になると推計されております(2)。同様に、医療費は、2024年度は48.0兆円となっております(3)、2025年度には47.4兆円、2040年には68.5兆円となり、医療・介護保険合計で94兆円になると推計されております(2)。

1. 出所：厚生労働省「令和5年度 介護保険事業状況報告(年報)のポイント」(2025年8月公表)
2. 出所：内閣官房・改革府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)(2018年5月公表)
3. 出所：厚生労働省「令和6年度 医療費の動向」を公表します～概算医療費の年度集計結果～(2025年8月公表)

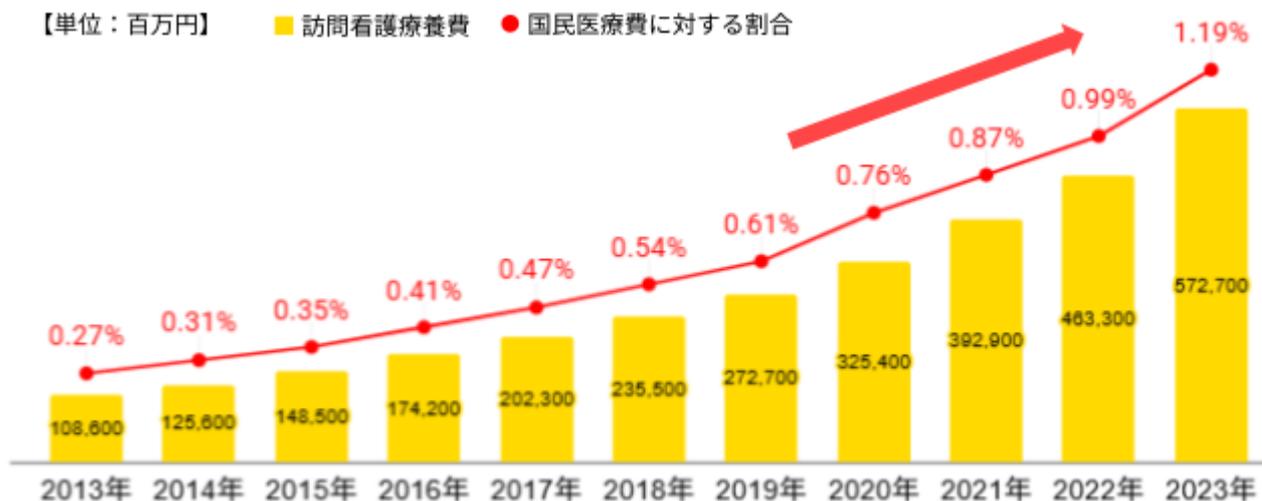
c. 訪問看護市場の拡大

1か月当たりの訪問看護の利用者数は、増加が続いており、2024年は医療保険と介護保険の利用者合計で約131万人と2013年と比べ3.14倍になっております。



(出所:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成22年～令和6年の各年9月))

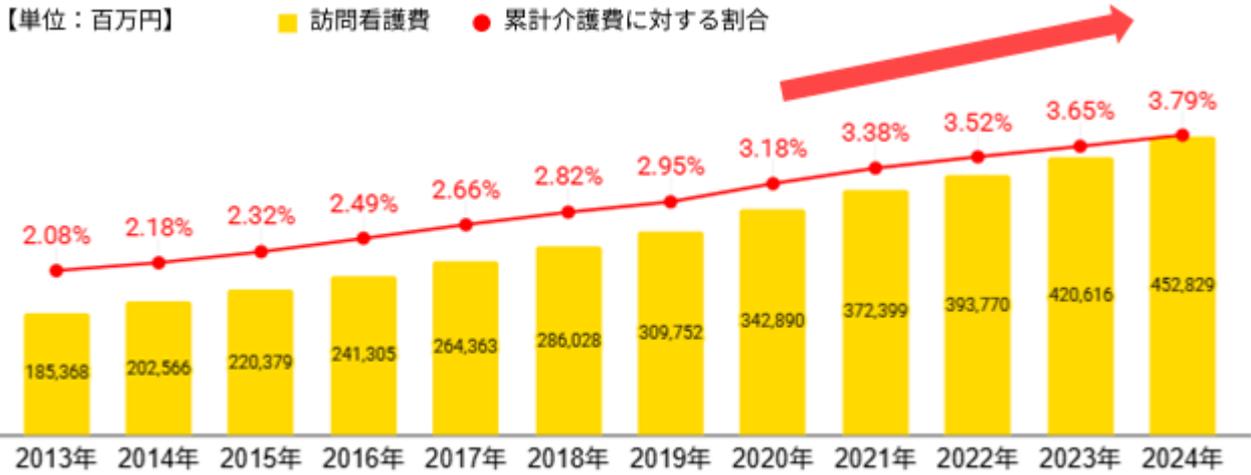
医療保険における訪問看護費は、2013年の約1,086億円から2023年には約5,727億円に増加し、国民医療費に対する割合も0.27%から1.19%に拡大しております。



(出所:厚生労働省「国民医療費」(平成18年～令和5年))

また、介護保険における訪問看護費は、2013年の約1,853億円から2024年には約4,528億円に増加し、国民介護費に対する割合も2.08%から3.79%に拡大しております。

従って、医療・介護両保険を合計した訪問看護費は、2023年で約9,933億円であり、2013年の約2,939億円から3.4倍に増加しており、訪問看護の利用者数と共に拡大傾向であります。



(出所：厚生労働省「介護給付費等実態調査」(平成22年～令和6年))

なお、厚生労働省が2018年5月21日に公表した「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」によれば、2040年の在宅医療市場は28兆円、在宅介護市場は8.2兆円となる見通しであり、両者の合計は36.2兆円であります。

上記見通しに加え、医療・介護両保険における訪問看護費及び利用者が増加傾向であることを踏まえると、当社グループでは、訪問看護市場についても継続的に拡大していくものと考えております。



(注) 1. 2040年の予測値(出所：厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)2018年5月21日公表」
2. 厚生労働省：「国民医療費」「介護サービス施設・事業所調査」掲載の令和5年(2023年)の数値を合算

訪問看護が注目される理由

以下の調査結果を踏まえ、当社グループでは今後も高齢者数の増加に伴い、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けたいと願う高齢者が増加していくと考えております。

(ア) 60歳以上の男女に、現在住んでいる地域に住み続ける予定があるかどうかを聞いたところ、93.1%の人が「ある」と回答しております。

(イ) 60歳以上の人に、万一治る見込みがない病気になった場合、最期を迎えたい場所はどこか聞いたところ、51%の人が「自宅」と回答しております。なお、死亡した場所のうち「自宅」の割合は、日本は16.6%であり、国際的に見て低い水準です。(他国例：オランダ31%、フランス24.2%)

(出所：内閣府「令和元年高齢者白書_高齢期の生活に関する意識」、厚生労働省「医療と介護の連携に関する意見交換_看取り」)

また、これに伴い、今後も質の高い在宅医療・訪問看護の確保の重要性が高まっていくものと考えております。厚生労働省は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(「地域包括ケアシステム」)の構築を推進しております。医療機関(病院)は機能分化され、大学病院や総合病院は高度医療に特化し、慢性疾患患者や軽症患者は地域のクリニックへ移され、病院(入院)看護から在宅看護へと移行が進められております。地域のクリニックから大学病院や総合病院への紹介が一般的でありましたが、今後は大学病院や総合病院から地域のクリニックへと“逆紹介”の多い医療機関は診療報酬にて評価されることが予測されるため、入院から在宅への流れは加速し、在宅医療の需要は今まで以上に高まることとなります。この「地域包括ケアシステム」において、地域に点在する様々なサービスが包括的に連携し、1人の利用者様を支えるために、中心的存在として期待されているのが訪問看護サービスです。

訪問看護業界の現状と課題

このような中、訪問看護が注目される一方で、現状の訪問看護業界には課題があり、当社グループでは以下のように認識しております。

a. 地域における訪問看護サービスの存在感が薄い

1事業所当たりの平均従業員数が常勤換算で9.0人であり(出所：公益社団法人日本訪問看護協会「2024年度診療報酬・介護報酬改定等に向けた訪問看護実態調査」(令和5年3月公表))、小規模零細で運営していることが非常に多い現状があります。小規模であるため、事業所が所在している地域からの認知度が低く、当該地域における信頼関係の構築に課題があります。

b. 紙文化中心の非効率経営

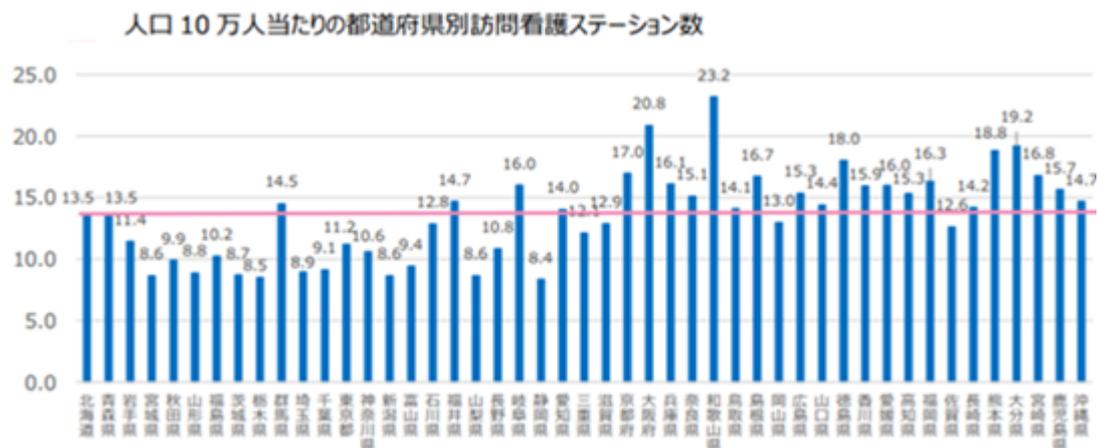
医療業界は紙文化が浸透しており、訪問看護業界においても病院で経験を積んだ医療職者が同様の運営をしているケースが多く、また、許認可の手続きは紙面で行う必要があるため、情報のクラウド化が進んでおらず、ペーパーレス化が進んでいない現状があります。そのため、情報管理・伝達・処理がITを駆使した場合と比較し、相対的に非効率であるという課題があります。

c. 訪問看護師人材の不足

厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査の概況」によると、訪問看護師の数は2024年10月時点で約13万人であり、日本看護協会「訪問看護 アクションプラン2025」による在宅死の割合をオランダやフランスなどの水準に引き上げる場合に必要な人数である15万人から大きく不足しております。そのため、訪問看護師不足が課題であります。

d. 訪問看護ステーションの閉鎖や偏在

訪問看護ステーションの数は年々増加傾向にある一方、資金繰りの悪化や人員不足等が原因で閉鎖するステーションも多いのが現状であり(出所：一般社団法人全国訪問看護事業協会「訪問看護ステーション数調査」(2025年6月公表))、また、下表の通り地域によって偏在が見られ、人口10万人当たりの訪問看護ステーション数は最大3倍程度の格差があります。



(出所：公益社団法人日本看護協会、公益財団法人日本訪問看護財団、一般社団法人全国訪問看護事業協会「2040年に向けた訪問看護のビジョン～地域での暮らしを支えるために～」(2025年公表))

現在、東京都を中心に訪問看護の拠点を多数展開する大規模事業者は複数ある一方で、地方への積極な進出は、看護師等の人材確保や移動時間等の面から難しいのが現状と考えております。

これまでの当社グループの取組

上記の訪問看護業界における課題認識の下、これまでに当社グループが取り組んでまいりました主な事項は以下のとおりです。

a. 医療専門職である訪問看護師を活用した訪問看護サービスの認知度向上と信頼の獲得

当社グループでは、事業所が所在する地域での認知度向上と信頼を獲得するため、事業所当たり看護師6名及び理学療法士等のリハビリ職5名の合計11名体制を基本とし、各事業所をドミナント戦略で地理的に隣接するよう拠点展開することで、事業展開する地域の中で小規模零細に陥らないよう取り組んでまいりました。また、看護師、准看護師のみならず、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士も配置することで、特定の疾患に限らず、様々な疾患の利用者様を幅広く受け入れることができ、地域からの信頼獲得に努めております。

b. ドミナント戦略による事業所展開

前述「第1 企業の概況 3 事業の内容」で記載のとおり、IT活用により訪問エリアを定義し、新規の利用依頼を訪問エリア内に堅持することで、当社グループの事業所同士で新規利用者様の獲得を競争する状況が生じることなく、事業所を展開してまいりました。その結果、複数の事業所間で「競争」ではなく「協力」して1人の利用者様を診る体制を整備し、看護師等の退職による利用者様への影響を軽減することができました。また、看護師等の休暇取得も容易になる等、働きやすさの観点でもドミナント戦略のメリットを最大限享受できるよう取り組んでおります。

c. 訪問看護未経験者の積極採用と早期育成

訪問看護人材の不足に対処するため、当社グループは訪問看護未経験者の積極採用を行っております。当社グループに入社する看護師等の従前は病院勤務者であることが多く、9割以上が訪問看護未経験者となっております。このため、当社グループでは、早期に1人で利用者様を診ることができるよう、早期育成プログラムを整備しております。未経験者であっても概ね3ヵ月で主担当として、1人で訪問看護ができるレベルまで引き上げる育成プログラムを整備し、看護師等の早期戦力化を図っております。

d. 東京以外の地域への拠点展開

上記訪問看護ステーションの偏在という課題への対応として、東京以外の地域（兵庫県、高知県、沖縄県）へ拠点展開しております。

e. 新規事業の展開

当社グループの中長期的な成長戦略として、人材獲得力の強化及び採用プロセスの垂直統合を図るため、2025年3月7日付で、当社100%出資子会社であるRePath株式会社が株式会社clutch communicationより有料職業紹介事業等を譲り受けました。これにより、既存事業とのシナジー創出と、新たな収益柱の育成を並行して進める体制を構築いたしました。

今後当社グループが対処すべき重点課題

当社は、企業理念である『もう一人のあたたかい家族』のもと、訪問看護を軸とした在宅医療のインフラを担うべく、持続的な成長と企業価値の向上に努めております。また、今後におきましては、連結体制への移行を踏まえ、当社グループとして以下の重点課題に取り組んでまいります。

a. 既存事業の安定的な成長と拠点運営の効率化

主軸である訪問看護サービス事業においては、ドミナント戦略に基づく新規拠点の開設を継続し、市場シェアの拡大を図ってまいります。同時に、各拠点における訪問効率の最適化や運営管理体制の強化を通じて、増収に見合った利益を確保できる体制を構築し、投資回収の迅速化に努めてまいります。

b. 新規事業の定着とグループ内連携の推進

コメディカル人材紹介事業については、早期の黒字化を目指し、営業体制の整備とマッチング精度の向上に注力いたします。また、当該事業を通じて得られる採用ノウハウを当社グループ内でも活用し、採用コストの抑制と優秀な人材の確保の両立を図ってまいります。

c. 専門人材の確保・育成とガバナンスの強化

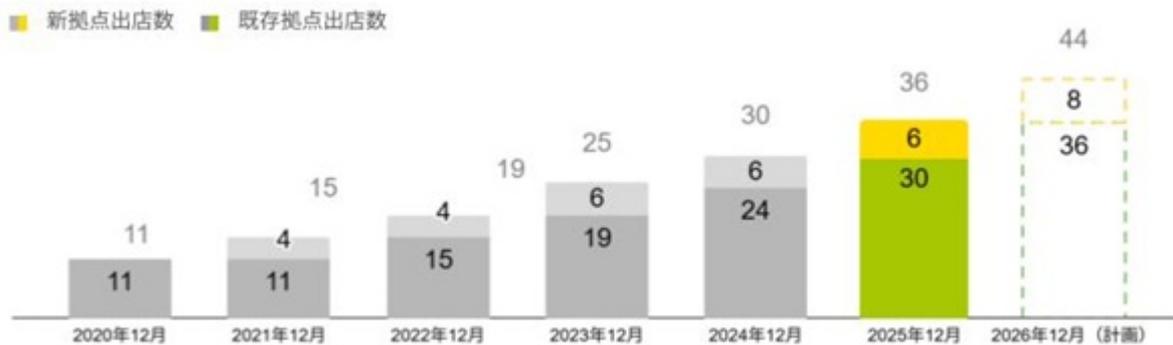
サービス品質の維持・向上のため、質の高い看護師等の専門人材を安定的に確保し、教育研修制度の充実による早期育成に取り組んでまいります。また、当連結会計年度より連結経営体制へ移行したことに伴い、内部統制及びリスク管理体制を強化し、コンプライアンスを徹底することで、社会から信頼される経営基盤の構築に注力してまいります。

これらの取り組みを通じて、当社グループは訪問看護業界におけるプレゼンスを確立し、訪問看護業界の発展と持続可能な成長を実現してまいります。

今後の事業所展開の方針

高齢化社会の進展に伴い、当社グループでは訪問看護市場は継続的に拡大すると推測しており、当社グループの特長である利用者獲得力、オペレーションの効率化、人材開発力を活かして継続的に拠点を展開してまいります。

今後も事業所ごとに看護師6人、リハビリ職5人の合計11名体制という業界内でも比較的規模の大きい人員数を基本とした運営を推進し、これらの事業所を数多く展開することで訪問看護サービス事業の規模の拡大を図る方針です。なお、当社グループの拠点数の2025年12月期までの推移及び2026年12月期に計画している拠点数は以下のとおりです。



(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは重要なKPIを「延べ訪問件数」(注1)とし、経営陣のみならず役職者全員がこの指標を意識した事業所運営を行っております。訪問看護サービス事業の売上は「延べ訪問件数×訪問1件当たりの単価」にて算出されるため、その母数となる「延べ介入利用者数」(注2)の増加も重視しております。また、訪問看護サービス事業は労働集約型事業であるため、当社グループがさらに成長していくためには、延べ訪問件数の増加は当然のことながら、その前提として訪問看護師等となる従業員を継続的に採用、育成し、事業所規模拡大及び拠点展開による事業所数拡大を継続していくことが必要と考えております。

第12期事業年度及び第13期連結会計年度における延べ訪問件数、延べ介入利用者数、訪問看護要員数の推移は次のとおりです。

| 指標 | 第12期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 第13期連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|---------------|--|--|
| 延べ訪問件数(注1) | 255,473件 | 330,790件 |
| 延べ介入利用者数(注2) | 30,705人 | 38,067人 |
| 訪問看護要員数(期末時点) | 263人 | 314人 |

- (注) 1. 延べ訪問件数は、従業員1人当たり訪問件数の総和です。
 2. 延べ介入利用者数は、月間介入者数の総数です。「介入」とは、看護師等が訪問看護契約に基づき訪問することを言います。
 3. 2025年12月期より連結財務諸表を作成しているため、2024年12月期は個別ベースの数値を記載していません。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)サステナビリティに関する考え方

当社は、「もう一人のあたたかい家族」を経営理念として掲げ、高齢化が急速に進む中で、住み慣れたご家庭で最後を迎えたいというご利用者様の意思をニーズとして捉え、安全安心なサービスを安定して提供しております。

理念に共感した活力あふれる訪問看護師等による、心があたまるケアを通じて、ご利用者様本人とご家族様を支えていくことで、より多くの在宅で過ごされたいというご利用者様ニーズに応え、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指して訪問看護事業に取り組んでおります。

当社グループにとってのサステナビリティとは、事業を通じて社会課題の解決に貢献することです。今後さらなる高齢化が継続していくことが予測されている中で、24時間365日の訪問看護を提供する当社グループの持続的な成長そのものが、社会の持続的な発展に貢献できるものであると考えており、その実現に向けて、以下のサステナビリティに関する取組を進めております。

(2)ガバナンス

サステナビリティに関連した課題については、代表取締役が議長を務める経営会議において、サステナビリティに関する重要課題に関するリスク及び機会に対応するための実行計画の立案、目標の進捗管理を行い、経営会議で議論された内容は適宜、取締役会へ報告しております。

取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有しており、経営会議で協議された内容の報告を受け、当社グループのサステナビリティのリスク及び機会への対応方針及び実行計画等についての審議・監督を行っております。

なお、コーポレート・ガバナンスの状況については、「第4 提出会社の状況、4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(3)戦略

当社グループは、「第2 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通り、在宅での看取りを増やしていくこと、利用者様の健康寿命を延伸すること、医療従事者がいきいき働ける職場環境を提供することが使命であると考えております。

「もう一人のあたたかい家族」という理念に基づき、利用者目線のサービスを追求すること及び自発的な相互扶助を推進することで主体的に社会課題へ挑戦することを基本的な価値観としております。

これらの取組にあたって人材は最も重要な経営資源と考えており、サステナビリティ関連の項目の中で、特に人的資本を重視しております。

基本的価値観を重視しながら、人材を獲得・育成し事業を成長させることで上記の使命を実現してまいりたいと考えております。

なお、気候変動などの環境問題については、当社グループが事業を通じて直接貢献できる範囲が限定されることから、記載を省略しております。

(4)リスク管理

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別・評価及び管理するための過程については、当社グループの主要事業が環境に与える負荷が小さく、また、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社グループの事業活動や収益等を与える影響が少ないと判断しております。

当社グループのリスク管理に関する詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しておりますが、重要な課題が生じた場合には、取締役会及び経営会議において、適時・適切に協議し決定してまいります。

(5)指標及び目標

当社グループの現時点において定めている人的資本に関する指標及び目標は下記のとおりであります。今後必要に応じて追加を協議・検討してまいります。

| 指標 | 目標 (2026年12月期) | 実績 (2025年11月1日時点) |
|--------------------------|---|----------------------|
| 管理職に占める女性労働者割合 | 女性管理職を10%以上増やし、管理職の女性比率と全社員の女性比率が同程度となるようにする。 | 52.3% |
| 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合 | 看護職員における男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を70%以上にする | 58.5% |

目標の基準となる全社員の女性比率は70.7%であります。

3 【事業等のリスク】

以下に、当社グループの事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であり、当社株式等に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も合わせて慎重に判断したうえで行われる必要があると考えております。

文中における将来に係る事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

なお、当社グループの事業等のリスクの把握及び管理体制については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(1)訪問看護サービス事業に係るリスク

事業展開のための人員確保について

当社は訪問看護サービス事業を展開するにあたり、事業所数の拡大に伴い看護師及びリハビリ職を積極的に採用して組織体制を強化し、事業所等が所在する地域周辺のコミュニケーションを強化し、地域に根差した訪問看護サービスを展開していく方針です。

労働集約型産業である訪問看護サービス事業の業容の維持と拡大には人材確保、及び適正な要員配置と労働環境整備により従業員の定着を図ることが重要です。しかしながら、求職している看護師及びリハビリ職の中で、訪問看護へ転職しようとする看護師を見出すことには限界があると考えられます。当社は、人材紹介会社を通じて効果的な採用活動を展開するとともに、インスタグラムやYouTubeチャンネルなどのSNSを利用した情報発信によってブランディングを強化するなど、人材獲得のための方法を常に模索しております。また、訪問看護が初めての看護師及びリハビリ職でも安心して働けるようにチューターを配置しOJTによりきめ細かい指導を行うとともに、従業員を適切に育成、フォローできるよう役職者にマネジメント研修を実施する等、社内教育体制等を整備することで、人員の定着に努めております。

しかしながら、万が一、安定した人材確保を行うことができない場合、また、マネジメント人材の輩出ができず、人員計画と実際の人員配置に大幅な乖離が生じた場合には、新規利用者の獲得が計画どおりに進捗せず、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、人材確保及び人材定着の観点のみならず、医療従事者がいきいき働ける職場環境を提供することを使命のひとつとしており、月間の平均時間外勤務時間が概ね10時間前後に収まるようにワークライフバランスを確保できる環境の整備に努めております。

訪問看護サービス事業に関する法的規制について

a. 訪問看護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社は、「医療保険制度」及び「介護保険制度」のそれぞれに基づく訪問看護サービスを行っております。医療保険制度に基づく診療報酬は、2年に1回、介護保険制度に基づく介護報酬は、3年に1回改定が行われます。

2024年度は診療報酬と介護報酬の同時改定が行われ、働きやすさや効率性、サービス品質の向上などの社会状況の変化を踏まえた改定が行われました。当社においては、いずれも重要な課題として取り組んでまいりましたので、当該改定において大きな影響はありませんでした。

2026年は診療報酬の改定を予定しており、当社のサービスに関連する報酬単価や加算等が、下方改定となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

〔介護報酬改定〕

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) 自立支援・重度化防止に向けた対応
- (3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- (4) 制度の安定性・持続可能性の確保

〔診療報酬改定〕

- (1) 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進
- (2) ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進
- (3) 安心・安全で質の高い医療の推進

(4) 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

b. 訪問看護サービス事業に必要な指定に係るリスク

当社は、以下のとおり訪問看護サービス事業を行ううえで必要な指定を都道府県知事等あるいは地方厚生局長から受けております。それぞれの指定には、従業員の資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件等が規定されており、また、療養費算定や加算請求においてもそれぞれの要件規定があり、訪問看護サービス事業はこれらの規定に従って事業を運営し、各種申請を適切に行うことが非常に重要です。

(訪問看護事業者としての指定等の状況)

| 取得事業所 | 所管官庁 | 許認可等の名称 | 許認可の内容 | 有効期限 | 主な指定取消事由 |
|---------|----------------|---------------------|------------------------------------|-----------------------|---|
| 全ステーション | 都道府県等 | 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定 | 介護保険に基づく訪問看護事業者として訪問看護費の請求が可能となる | 6年ごとの更新 | 介護保険法第77条(指定の取消し等)、115条の9(指定の取消し等)に抵触した場合 |
| 全ステーション | 厚生労働省 地方厚生局 | 訪問看護ステーションの指定 | 医療保険に基づく訪問看護事業者として訪問看護療養費の請求が可能となる | 介護保険の指定・更新により自動更新される。 | 介護保険法第77条(指定の取消し等)、115条の9(指定の取消し等)に抵触した場合 |

当社は常に上記指定に基づく従業員の資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件等、定められた基準に従って管理運営を行っております。看護師及びリハビリ職の入退職、及び事業所の開設・移転時には、必要な変更届や更新手続きに漏れがないよう社内の手続きやフローを整備した管理体制を構築し、細心の注意を払って運営しております。また、毎年、内部監査において、これらの手続きに不備がないか、重点的に監査を実施しております。

しかし、何らかの手違いにより、万が一、これらの指定要件を満たさなくなった場合、また報酬を不正に請求していることが発覚した場合等においては、指定の取消または停止処分を受ける可能性があります。保険適用サービスに係る売上高は当社の売上の98.4%を占めており(第13期事業年度)、指定の取消または停止処分を受ける場合、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点において、指定の取消事由、更新欠落に該当する事実はありません。

(参考)保険適用サービスに係る売上高と保険適用外サービスに係る売上高の構成割合の推移

| 売上種類 | | 第12期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 第13期事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|--------------------------|------|--|--|
| 保険適用サービスに係る 売上高の構成割合 | 介護保険 | 59.9% | 57.4% |
| | 医療保険 | 38.3% | 41.0% |
| | 計 | 98.2% | 98.4% |
| 保険適用外サービスに係る 売上高の構成割合 | | 1.8% | 1.6% |

訪問移動中の交通事故に係るリスク

当社が提供する訪問看護サービスは、ほとんどの従業員が自動車または自転車を使用して利用者様の自宅へ訪問し提供しており、訪問移動中に交通事故に遭ってしまった場合はサービスを提供することが困難となる可能性があります。

当社は、訪問看護サービスを提供する看護師及びリハビリ職に対して、交通事故防止のための教育研修を実施しており、事故発生時にもサービスへの影響を最小限に抑えるための多様な状況に対応できるマニュアルを整備する等により、事故の発生防止や事故発生後の事態に対応できるよう備えております。

しかし、災害等なんらかの事情により交通事故が多発し、当社の従業員の多くに被害があった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の従業員が加害者となる重大交通事故を起こしてしまった場合には、社会的信用が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟リスクについて

当社の看護師及びリハビリ職は、主治医の指示書を遵守することを大前提として訪問看護サービスを提供しております。当社は訪問看護サービスを提供する看護師及びリハビリ職に対して、社内及び外部機関を利用した教育研修を実施し、また、事業所等で発生したインシデント事案と再発防止策の共有、利用者様の多様な状況に対応できるマニュアルを整備する等、サービス提供に係る事故の発生防止や利用者様の容態悪化等の緊急事態に対応できるように備え、事業における最重要事項として取り組んでおります。

しかしながら、サービス提供に係る重大なトラブル・クレームの発生、過失による医療事故の発生、あるいは当社のサービスとの因果関係が認められない場合であっても利用者様の病状悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じ、損害賠償金の支払いや、それに伴う社会的信用の低下等があった場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩について

当社では、訪問看護サービス事業の特性上、利用者様の氏名（ご家族も含む）、住所、生年月日、病歴等の重要な個人情報を取り扱っております。

当社は、個人情報保護方針を定めるとともに、これを適切に管理運用するために「個人情報保護管理規程」を制定しております。また、「情報システム管理規程」を定め、組織全体の情報セキュリティ・リスクを識別のうえ、情報セキュリティの適切な確保に努めております。情報システム部門は、情報システムのセキュリティ状況についてモニタリングを実施しており、内部監査において、情報セキュリティの適切な確保について、監査を行っております。また、介護ビジネスを中心に展開しているIT企業が提供する請求システムを使用することで、適切な情報セキュリティの確保に努めております。

このように、当社は、情報管理につきまして情報漏洩防止の厳重な対策を講じておりますが、万が一システム等からの情報流出等が発生し、当社の社会的信用が低下した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

風評等の影響について

当社の主要事業である訪問看護サービス事業は、利用者様やそのご家族のみならず地域住民や行政・医療機関に係る方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しております。当社の従業員には企業理念である『もう一人のあたたかい家族』を浸透させ、安定的かつ質の高い訪問看護を提供するよう指導、教育を行っております。しかしながら利用者様にご満足いただけなかった場合、従業員の不祥事等何らかの事象の発生等により、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

大規模な災害の影響について

当社は、東京都では新宿区にステーションを設置し、サテライトを置くドミナント展開を基本としておりますが、これとは別に地方進出に挑戦し、全国的な事業所展開を推進しております。しかしながら、当社が拠点展開している地域において、大規模な地震、台風、洪水等災害の発生により、事業所あるいは看護師やリハビリ職の従業員並びに利用者様が被災した場合には財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規参入の脅威について

当社が属する訪問看護業界は、人員基準、初期投資額の観点から参入障壁が低いうえに、高齢化社会の一層の進展や医療機関における病床数の減少等により在宅医療ニーズのさらなる増加が見込まれるという社会的背景により、異業種からの新規参入や同業他社の事業規模の拡大が予想されます。

当社では、前述の重点課題（「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」（2）経営方針、中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題等 今後当社グループが対処すべき重点課題」をご参照）の遂行により、事業を成長させることに努める所存ですが、他の事業者との競争の激化が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

拠点展開について

当社は拠点別採算を勘案した出退店基準に基づき事業所展開を調整しリスクの低減を図っておりますが、看護師等の採用や新規利用者獲得数が計画通りに進捗せず、開設後の採算悪化が続いた場合や、拠点閉鎖に至った場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権行使の影響について

当社は、当社従業員及び役員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在これらの新株予約権による潜在株式数は28,000株であり、発行済株式総数1,414,000株の1.98%に相当しております。

システム障害について

当社は、売上債権管理や各利用者様の請求管理に関してシステムを利用しており、また、高収益を実現する重要な要素のひとつであるIT推進のために、システム管理の専門部署を設置するとともに、社内規程やマニュアルを整備し施策を講じております。

しかしながら、何らかの事情によりシステム障害が発生した場合、適切な売上請求等を行うことができず、売上債権の回収ができなくなる恐れがあります。この場合、資金繰りの悪化やIT推進施策の遅延等が生じ、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) コメディカル人材紹介事業に係るリスク

コメディカル人材紹介事業に関する法的規制について

当社グループが行う人材紹介は、職業安定法第30条の1に基づく有料職業紹介事業許可を受け、許可の有効期間は2025年3月1日から2028年2月29日までとされております。

現時点において、許可の取り消しや停止に係る事実はありませんが、今後何らかの理由により許可が取り消され、または、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられた場合、若しくは著しく不利な法改正が実施された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

のれんの減損について

子会社であるRePath株式会社の有料職業紹介事業等の事業譲り受けに伴いのれんを無形固定資産に計上しておりますが、事業環境の変化に伴い、業績計画との乖離等によって期待されるキャッシュ・フローが生み出せない場合には、減損損失の認識の必要性が生じる可能性があります。その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材紹介サービスにおける取引慣行に基づく返金制度について

当社グループの人材紹介においては、求職者が求人企業に入社後一定期間内に自己都合により退職した場合、紹介手数料の一部を返金する契約を締結しております。

当社グループは、求人企業と求職者の双方のニーズを十分に斟酌した上で紹介を進める等、このような事態の発生の低減に努めております。しかしながら、当社グループの想定した返金率を上回る返金が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策により緩やかに回復しております。しかしながら、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスク、物価上昇の継続による個人消費への影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する訪問看護業界におきましては、2040年問題（高齢者人口のピーク到達）を見据え、住み慣れた地域で療養生活を継続できる在宅医療体制の構築が急務となっております。このような状況のもと、当社は『もう一人のあたたかい家族』を理念に掲げ、ご利用者様に寄り添った高品質な訪問看護サービスをより多くの方に提供すべく、積極的な人材確保と新規拠点開設に取り組んでまいりました。

また、当社グループの中長期的な成長戦略として、人材獲得力の強化および採用プロセスの垂直統合を図るため、2025年3月7日付で、当社100%出資子会社であるRePath株式会社が株式会社clutch communicationより有料職業紹介事業等を譲り受けました。これにより、既存事業とのシナジー創出と、新たな収益柱の育成を並行して進める体制を構築いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,689,620千円、営業利益203,393千円、経常利益207,531千円、親会社株主に帰属する当期純利益は127,711千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、事業領域の拡大に伴い報告セグメントを「訪問看護サービス事業」及び「コメディカル人材紹介事業」の2区分に変更しております。

（訪問看護サービス事業）

主軸である本事業におきましては、ドミナント戦略に基づく拠点展開と、拠点あたりの訪問効率を最大化する運営管理体制の強化に注力いたしました。既存拠点の安定稼働に加え、計画的な新規出店が寄与した結果、サービス提供体制が着実に拡大いたしました。

この結果、売上高は2,597,057千円、セグメント利益は774,599千円と、グループ全体の収益基盤として堅調に推移いたしました。

（コメディカル人材紹介事業）

2025年3月7日付の事業譲受により、医療・ヘルスケア領域に特化した人材マッチングサービスの提供を開始いたしました。本セグメントは、当社グループ内での採用コスト抑制に寄与するだけでなく、医療業界全体の人材不足解消に資する事業としての成長を目指しております。当連結会計年度においては、のれん償却を含む事業譲受に伴う一時的な諸費用及び事業基盤構築のための先行投資が発生した結果、売上高は93,968千円、セグメント損失は33,722千円となりました。しかしながら、事業譲受以降、成約件数は順調に推移しており、次期以降の収益貢献に向けた立ち上げは概ね計画通りに進捗しております。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における財政状態については次のとおりです。

(資産)

当連結会計年度末における総資産は1,347,926千円となりました。

流動資産は1,195,884千円となり、その主な内訳は、現金及び預金587,195千円、売掛金545,071千円でありま
す。

固定資産は152,042千円となり、その内訳は、有形固定資産6,943千円、無形固定資産74,466千円、投資その他
の資産70,632千円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は573,557千円となりました。

流動負債は403,607千円となり、その主な内訳は、未払金55,047千円、未払費用182,223千円、未払法人税等
63,694千円、預り金58,263千円であります。

固定負債は169,950千円となり、その主な内訳は長期借入金137,840千円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、774,368千円となりました。

その主な内訳は、資本金203,544千円、資本剰余金189,544千円、利益剰余金504,140千円、自己株式 125,877
千円であります。

この結果、自己資本比率は57.2%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、587,195千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは70,747千円の収入となりました。

主な増加要因は、税金等調整前当期純利益207,582千円、未払費用の増加46,244千円であります。

主な減少要因は、売上債権の増加125,672千円、前払費用の増加14,130千円、法人税等の支払額76,326千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、70,830千円の支出となりました。

主な増加要因は、短期貸付金の返済による収入21,700千円によるものであります。

主な減少要因は、事業譲受による支出79,994千円、有形固定資産の取得による支出5,134千円、敷金及び保証金の差入による支出7,920千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは77,898千円の収入となりました。

増加要因は、長期借入による収入200,000千円によるものであります。

減少要因は、長期借入金の返済による支出22,164千円、自己株式の取得による支出85,905千円、自己株式取得のための預け金の増加14,032千円によるものであります。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

該当事項はありません。

受注実績

該当事項はありません。

販売の実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりです。

| セグメントの名称 | 金額(千円) | 前年同期比(%) |
|--------------|-----------|----------|
| 訪問看護サービス事業 | 2,597,057 | - |
| コメディカル人材紹介事業 | 92,562 | - |
| 合計 | 2,689,620 | - |

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2. 当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 第13期連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) | |
|----------------|--|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 1,688,923 | 62.8 |

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。
なお、文中の将来に関する事項は本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当社グループは、ドミナント戦略による収益最大化を目指して管理の仕組みを構築し、エリアマーケティングを実施するとともに、人材確保については人材紹介会社との連携強化やリファール等の自社採用に向けた取り組みにより、要員計画に沿った人材獲得を進めてまいりました。

また、医療機関や居宅介護支援事業所等の地域連携機関に積極的に働きかけを行い、新規利用者の獲得に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は2,689,620千円となりました。上記の他、当連結会計年度における経営成績等の状況につきましては、「(1) 経営成績の状況」に記載しております。

(売上原価、売上総利益)

売上高の増加に応じて、積極的に訪問看護師等の人材確保に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上原価は1,522,925千円となりました。主なものは、人件費1,478,189千円であり、売上原価率は56.6%となりました。この結果、売上総利益は1,166,695千円、売上総利益率は43.4%となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当社グループの販売費及び一般管理費は、主に間接部門の人件費、採用関係費、地代家賃及びその他の経費で構成されております。本社部門の人員を増強したため、人件費が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における営業利益は203,393千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は6,780千円となりました。これは主に助成金収入が4,115千円生じたことによるものであります。また、営業外費用は2,643千円となりました。これは主に支払利息が1,913千円生じたことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における経常利益は207,531千円、親会社株主に帰属する当期純利益は127,711千円となりました。

財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容

第13期連結会計年度の財政状態の分析については、「(2) 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社グループは重要なKPIを延べ訪問件数とし、経営陣のみならず役職者全員がこの指標を意識した事業所運営を行っております。訪問件数を増加させるために、当社グループは営業担当を置かず、看護師及びリハビリ職が医療の専門性を活かした地域連携活動を行うことにより、新規利用者の獲得を行う方針であります。また、訪問看護サービス事業は労働集約型事業であるため、当社グループがさらに成長していくためには、利用者数の増加は当然のことながら、その前提として看護師等訪問看護要員となる従業員を継続的に採用、育成し、事業所規模拡大及び拠点展開による事業所数拡大を継続していくことが必要です。

当連結会計年度における各指標の推移は以下のとおりです。

| 指標 | 第12期事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 第13期連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|---------------|--|--|
| 延べ訪問件数(注1) | 255,473件 | 330,790件 |
| 延べ介入利用者数(注2) | 30,705人 | 38,067人 |
| 訪問看護要員数(期末時点) | 263人 | 314人 |

- (注) 1. 延べ訪問件数は、従業員1人当たり訪問件数の総和です。
2. 延べ介入利用者数は、月間介入者数の総数です。「介入」とは、看護師等が訪問看護契約に基づき訪問することを言います。
3. 2025年12月期より連結財務諸表を作成しているため、個別ベースの数値を記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、70,747千円の資金増加、投資活動によるキャッシュ・フローは、70,830千円の資金減少、財務活動によるキャッシュ・フローは、77,898千円の資金増加となり、その結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物は、587,195千円となりました。

上記の他、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「(3) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループにおける資金需要は、既存事業の安定的な成長にかかる運転資金及び新規拠点開設時の設備投資資金と、新規事業への投資コストであり、これらの財政状態と投資のバランスを重視しております。また、これらの財源については、自己資金の効率的な運用を基本としており、事業活動を円滑に実行できるよう適正な水準の資金の流動性の維持及び確保を最優先としております。

5 【重要な契約等】

(事業の譲受)

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、当社子会社であるRePath株式会社が株式会社clutch communicationより、同社が営む有料職業紹介事業等を譲り受ける事業譲受契約の締結を決議し、同日付で事業譲受契約を締結いたしました。当契約に基づき、2025年3月7日に当該事業譲受を行いました。

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

訪問看護サービス事業において、看護師等が訪問ルート整備の時間を短縮し、訪問先でのケアや主治医及び地域とのコミュニケーションに集中できるようにするべく、最適な訪問ルートを自動的に選定するシステムの開発を行っております。当連結会計年度の研究開発費の発生は、4,800千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、13,488千円であります。その主な内容は、事務所等の開設投資及びご利用者宅訪問に使用する車両購入費用等であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

主要な設備として記載すべき事項はありません。

なお、当社は、当事業年度末現在、訪問看護ステーション5拠点、サテライトを31拠点展開しておりますが、これらの建物、駐車場及び本社建物等は全て賃借しており、当連結会計年度の賃借料は合計101,173千円です。

(2) 国内子会社

主要な設備として記載すべき事項はありません。

なお、本社は建物を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は6,411千円です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 5,000,000 |
| 計 | 5,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (2026年3月30日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 1,414,000 | 1,414,000 | 東京証券取引所 グロース | 単元株式数100株 |
| 計 | 1,414,000 | 1,414,000 | - | - |

(注) 提出日現在の発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2018年3月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 1 |
| 新株予約権の数(個) | 2 (注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 14,000 (注)1、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 358 (注)2、7 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年3月29日～2028年3月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注)3、4、7 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、その地位を任期満了その他正当な事由により退任した場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は、相続発生日から6ヶ月以内に会社が定めた手続きを完了した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)6 |

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株とする。

ただし、当社が普通株式について株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合併または会社分割等の条件等を勘案の上合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日以後、当社が普通株式について株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式について募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」とあるのを「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日以後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。

増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件を満たさないことにより、権利を行使することができなくなったときは、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約の承認議案が当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要である場合には、当社取締役会決議による承認または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされたとき)は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転をする場合における新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社もしくは新設分割により設立する株式会社、または、株式交換により当社発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定め、これが当社株主総会の決議により承認されたとき(株主総会決議が不要である場合には、当社取締役会決議による承認または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされたとき)に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整に生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件に応じて上記注記2に従って調整された調整後行使価額とする。

新株予約権の行使期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

上記に定める新株予約権の内容に準じて、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定める。

新株予約権の譲渡制限について

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編行為の際の取扱い

本注記6に準じて決定する。

7. 2021年9月16日開催の当社取締役会決議に基づき、2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

| | |
|--|-------------------------|
| 決議年月日 | 2025年4月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 2 |
| 新株予約権の数(個) | 140 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 14,000 (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,432 (注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 2027年4月17日～2035年4月16日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,432 資本組入額 716 |

| | |
|--------------------------|---|
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 5 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 9 |

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。なお、本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、割当日前日の終値とする。

4. 行使価額の調整

当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする

5. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(1)、(3)、(9)号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

(1) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

(2) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

(3) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

- (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- (7) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- (8) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (9) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、3,600万円を超えてはならない。

6. 本新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が本注記5に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

7. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本注記1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本注記3及び4に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本注記5に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

本注記6に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本注記8に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額(千円) | 資本準備金 残高(千円) |
|---------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2021年10月8日 (注1) | 400 | 1,880 | 10,000 | 100,000 | 10,000 | 86,000 |
| 2021年10月18日 (注2) | 1,314,120 | 1,316,000 | - | 100,000 | - | 86,000 |
| 2022年2月3日 (注3) | 70,000 | 1,386,000 | 98,532 | 198,532 | 98,532 | 184,532 |
| 2022年12月1日 (注4) | 28,000 | 1,414,000 | 5,012 | 203,544 | 5,012 | 189,544 |

- (注) 1. 2021年10月8日付での新株予約権の行使により、発行済株式総数が400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,000千円増加しています。
2. 株式分割(1:700)によるものであります。
3. 2022年2月2日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式)増資による新株式70,000株(発行価格3,060円、引受価格2,815.20円、資本組入額1,407.60円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ98,532千円増加しております。
4. 2022年12月1日付での新株予約権の行使により、発行済株式総数が28,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,012千円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|------|-----------|--------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | - | 1 | 14 | 31 | 12 | 6 | 1,088 | 1,152 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 8 | 593 | 785 | 176 | 16 | 12,542 | 14,120 | 2,000 |
| 所有株式数 の割合(%) | - | 0.06 | 4.20 | 5.56 | 1.25 | 0.11 | 88.82 | 100.00 | - |

- (注) 1. リカバリーグループ従業員持株会は、個人その他に含めて記載しております。
2. 自己株式83,102株は、「個人その他」に831単元、「単元未満株式の状況」に2株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|---------------------|----------------------|--------------|---|
| 大河原 峻 | 東京都渋谷区 | 467,200 | 35.10 |
| 柴田 旬也 | 東京都文京区 | 91,000 | 6.83 |
| 新保 光栄 | 新潟県小千谷市 | 55,000 | 4.13 |
| 早乙女 健太郎 | 栃木県栃木市 | 37,200 | 2.79 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 30,500 | 2.29 |
| ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 | 東京都渋谷区円山町5-4 | 28,000 | 2.10 |
| リカバリーグループ従業員持株会 | 東京都新宿区西新宿六丁目16-12 | 24,900 | 1.87 |
| 株式会社T・Kホールディングス | 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目31-11 | 24,000 | 1.80 |
| 田頭 菜帆 | 大阪府堺市堺区 | 22,000 | 1.65 |
| 梅井 訓 | 大阪府大阪市住吉区 | 20,000 | 1.50 |
| 計 | - | 799,800 | 60.09 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 83,100 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,328,900 | 13,289 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,000 | - | - |
| 発行済株式総数 | 1,414,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 13,289 | - |

(注)単元未満株式には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%) |
|--|------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--|
| (自己保有株式) Recovery International株式会社 | 東京都新宿区西新宿 六丁目16番12号 | 83,100 | | 83,100 | 5.87 |
| 計 | | 83,100 | | 83,100 | 5.87 |

(注)上記の他に単元未満株式の買取請求に伴い、当事業年度末日現在の自己株式は2株となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|--|---------|-----------|
| 取締役会(2025年4月16日及び2025年10月15日)での決議状況 (取得期間2025年4月17日~2026年4月16日) | 110,000 | 165,000 |
| 当事業年度前における取得自己株式 | | |
| 当事業年度における取得自己株式 | 59,000 | 85,223 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | 51,000 | 79,776 |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | 46.36 | 48.34 |
| 当期間における取得自己株式 | 10,900 | 15,408 |
| 提出日現在の未行使割合(%) | 36.45 | 39.01 |

(注)当期間における取得自己株式には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | | | | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | | | | |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | | | | |
| その他 (譲渡制限付株式報酬制度に係る処分) | 15,000 | 20,850 | | |
| 保有自己株式数 | 83,102 | | 94,002 | |

(注)当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため配当は実施せず、今後においても当面の間は成長に向け、積極的な新拠点の開設、優秀な人材確保と育成、コーポレートブランドの向上、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として内部留保の充実を図る方針としております。

将来的には、各事業年度の財政状況及び経営成績を勘案の上、配当という形式での株主への利益還元を検討してまいります。現時点におきましては配当の実施及びその時期等は未定です。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会です。また当社は、機動的な配当を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により取締役会決議にて毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで継続的に収益を拡大し、企業価値を向上させ、株主をはじめ、利用者様、関係先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。実効性のある内部統制システム、適切なりスク管理、コンプライアンス体制並びにこれらを適切に監査する体制を強化することで経営の健全性を確保してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治体制の概要

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また機動的な業務執行を図るため経営会議を設けております。

監査体制については、監査役監査、内部監査、会計監査人監査の三様監査を実施しており、意見や情報の交換を行い、監査効率の向上と監査の実効性の確保を図っております。

各機関の概要は以下のとおりです。

(a) 取締役・取締役会

取締役は法令及び定款に則って職務を執行しております。

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されており、定例取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びにリスク管理及びコンプライアンスに関する事項を含め、経営の基本方針等重要事項を決議するとともに、取締役から業務執行に関し報告を受け、監視・監督を行っております。

(b) 監査役・監査役会

監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業がステークホルダーの利害に配慮し、健全で持続的な成長と社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めております。当該責務を通じ、監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役または使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努めております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び監査法人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止め等、必要な措置を適時に講じております。

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)で構成されており、定例監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は、各監査役が意思疎通を図り、監査及び経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定しております。

(c) 会計監査人

当社は、監査法人A & Aパートナーズと監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

(d) 経営会議

経営会議は、毎週1回開催しており、取締役、部長及び、その他代表取締役が指名する者にて構成されており、リスク管理、コンプライアンスに関する事項を含め、経営に関する重要事項を協議、審議または決議しております。また、常勤監査役はオブザーバーとして毎回出席しております。

(e) 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役が任命した内部監査担当者が、外部委託を利用しながら自己監査とならないよう監査を行っております。

b. 当該体制を採用する理由

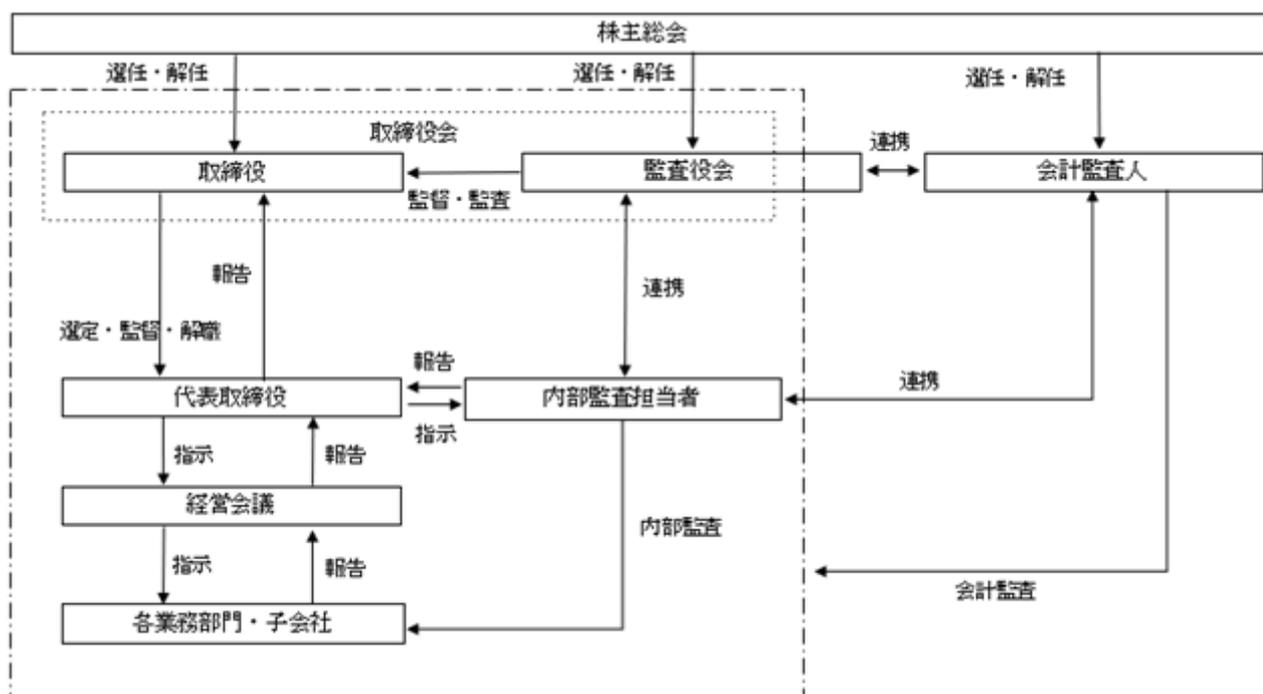
監査役会設置会社を選択した理由は、監査役の任期が監査等委員や監査委員よりも長期に亘るため、監査役の方が当社の事業や業界に関する知識を蓄積し、より充実した監査を実施することができる点と考えたためです。

また、監査役は独任制の機関であるため、組織的監査が原則とされる監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して、個々の監査役の判断で機動的な監査を実施することができる点で他の制度と比較して優れていると考えております。

当社では、取締役会の多様性と適正規模については、会社や社会の状況を鑑みて対応することが必要であると考えております。現在の当社の規模では、取締役会の規模が大きくなり過ぎず、効率的な業務運営ができる監査役会設置会社が適切であると判断しております。

さらに、監査役会設置会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して歴史が長く確立された制度であるため運用の面で混乱が少なく、効率的に実効性の高い監査を実施できると考えております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。



機関ごとの構成員は次のとおりです。

| 役職名 | 氏名 | 取締役会 | 監査役会 | 経営会議 |
|-----------|-------|------|------|------|
| 代表取締役社長 | 柴田 旬也 | | | |
| 取締役 | 大河原 峻 | | | |
| 取締役 | 若田 真 | | | |
| 社外取締役 | 沼田 功 | | | |
| 社外取締役 | 橋本 祐造 | | | |
| 社外監査役(常勤) | 伊藤 敬子 | | | (注2) |
| 社外監査役 | 宮崎 雅俊 | | | |
| 社外監査役 | 伊藤 広樹 | | | |
| その他(注3) | | | | |

- (注) 1. は議長です。
2. オブザーバーとして出席しております。
3. その他は、部長、その他議長の指名する者です。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムに関する基本方針」)を以下のとおり決議し(2018年4月23日新設、2021年3月25日および2025年3月28日改定)、この方針に基づいた運営を行っております。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
- (4) 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、使用人の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- (5) 監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。なお、監査役会を設置し、監査役間の連携を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書保管管理規程」及び「情報システム管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、労務管理、情報管理、その他事業活動に伴い生じる様々なリスクに対処するため、各種管理規程、細則及びマニュアルの設定や報告・監視体制を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時開催する。また、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、「職務権限規程」等において取締役の権限、責任等の明確化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行に関する重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- (2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体

制

当社は前項の報告をした者に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用及び債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。

10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役並びに取締役と定期的にコミュニケーションを取り、意見交換を行う。
- (2) 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- (3) 監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的にコミュニケーションを取り、各事業年度の監査計画の策定、監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
- (4) 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の社外の専門家を任用する機会を保障する。

11. 反社会的勢力の排除体制(排除方針及び取り組み)

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

12. 子会社の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣することにより、子会社の業務執行状況を適切に管理・監督する。
- (2) 子会社の経営に関する重要事項の決定及び事業進捗状況については、必要に応じて当社取締役会にて事前に審議し、又は報告を求める体制とする。
- (3) 当社の内部監査担当者は、子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告する。
- (4) 当社監査役会は、当社の取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告又は説明を受け、必要に応じて調査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスクの適切な管理を行い、当社の事業の発展に資することを目的として「リスク管理規程」を制定しております。同規程において、経営管理部部長をリスク管理責任者として定め、リスク状況に基づきリスク管理体制を構築し、リスク管理の観点から重要な事項については経営会議に報告しております。

当社では、日常業務の中で発生するリスクにつながる事前の事象はインシデントレポートを作成し、事後の事象はアクシデントレポートを作成することとなっております。レポートは全社ベースで情報共有され、共有を受けた者がリスクの測定・原因分析・評価・再発防止策等を立案したうえで、その解決にあたります。その後、リスク管理責任者は当社の他の部署へ被害が連鎖・拡大しないよう対策を講じるため、四半期に一度開催されるインシデント協議会において、日々の業務の中で発生したインシデントの中で重要なものを取り上げ、マネージャーに対して共有し対策を協議することで、リスク管理やコンプライアンス意識の醸成を図っております。

また、リスク管理体制が有効に機能するために、下記の方策を推進しております。

- (1) 当社の役員に、専門性・業務知識の向上のための自己研鑽を促す。
- (2) リスク管理体制の維持・向上に不可欠な、専門性・業務知識を有する人材を適切に配置する。
- (3) 適切な人事・労務管理を行い、事故防止に努める。

なお、内部監査において、当社各部署を対象として、リスク管理体制の適切性・有効性を検証するため、原則年2回(2回目はフォローアップ)を実施しております。内部監査は、効率的・効果的に実施され、内部管理

体制の適切性・有効性の検証、その評価及び問題点の改善方法の提言等を行っております。内部監査の結果は、とりまとめた後、代表取締役及び監査役会へ報告されております。

取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任限定契約の概要

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限りです。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためです。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員職務の遂行にあたり、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 中間配当

当社は、機動的な配当を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議にて毎年6月30日を基準日として中間配当(基準日)を行うことができる旨を定款に定めております。

b. 取締役と監査役の責任免除

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに今後も引き続き優秀な人材を確保できるようにするため、会社法第426条第1項に定める任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

c. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定によって、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を19回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

| 役職名 | 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|---------|-------|------|-----------|
| 代表取締役社長 | 柴田 旬也 | 19回 | 19回(100%) |
| 取締役 | 大河原 峻 | 19回 | 19回(100%) |
| 取締役 | 若田 真 | 19回 | 19回(100%) |
| 取締役 | 沼田 功 | 19回 | 19回(100%) |

(注) 取締役会における具体的な検討内容として、以下について審議、報告及び討議を行いました。

- ・ 法定審議事項
- ・ 業績及び決算に関する事項、組織及び人事などに関する事項、年度予算、その他当社の重要な事項等

また、取締役が取締役会を欠席する場合には、事前に当該欠席者より議案に関する意見を聴取し、同意見を取締役会に報告するとともに、後日、決議された内容等の説明を適宜行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------------|-------|------------|--|---|------|----------------|
| 代表取締役社長 | 柴田 旬也 | 1982年1月26日 | 2007年12月 2012年2月 2016年9月 2018年3月 2023年3月 2024年3月 2024年12月 | あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 公認会計士登録 当社 入社 経営管理部部長 当社 取締役 当社 取締役 経営管理部管掌 当社 代表取締役社長(現任) RePath株式会社(当社の完全子会社) 代表取締役社長(現任) | (注4) | 91,000 |
| 取締役 (業務部部长) | 大河原 峻 | 1983年10月9日 | 2005年4月 2009年6月 2011年11月 2013年11月 2024年3月 | 組合立榛原総合病院(現 徳洲会 榛原総合病院) 入職 友愛会豊見城中央病院 入職 社会保険横浜中央病院(現 JCHO横浜中央病院) 入職 当社設立 代表取締役社長 当社 取締役 業務部部长(現任) | (注4) | 467,200 |
| 取締役 (経営企画部部长) | 若田 真 | 1985年9月19日 | 2009年4月 2016年4月 2020年4月 2020年10月 2023年1月 2023年3月 2024年1月 2024年3月 2025年3月 | 医療法人鉄蕉会亀田総合病院入職 当社 入社 訪問看護ステーション リハビリ配属 当社 経営管理部企画情報ユニット 配属 ユニットリーダー 当社 経営管理部副部长 兼 企画 情報ユニットリーダー 当社 業務部部长代理 兼 情報シ ステムユニットリーダー 当社 取締役 業務部管掌 兼 情報 システムユニットリーダー 当社 取締役 業務部管掌 兼 情報 システムユニットマネージャー 当社 取締役 経営企画部部长 兼 情報システムユニットマネー ジャー(現任) RePath株式会社(当社の完全子会社) 取締役(現任) | (注4) | 12,600 |
| 取締役 | 沼田 功 | 1964年6月13日 | 1988年4月 2000年7月 2000年12月 2009年12月 2015年6月 2017年12月 | 大和証券(株)(現 株)大和証券グルー プ本社) 入社 ファイブアイズ・ネットワークス (株)設立 代表取締役(現任) (株)サイバーエージェント 社外監 査役 SBL(株) 代表取締役(現任) 当社 社外取締役(現任) (株)サイバーエージェント 社外取 締役(監査等委員) | (注4) | 28,000 (注6) |
| 取締役 | 橋本 祐造 | 1978年2月1日 | 2002年4月 2005年11月 2013年3月 2014年4月 2015年9月 2017年8月 2019年3月 2026年3月 | NHK(日本放送協会) 入局 GMOインターネット(株) 入社 (株)ポルテージ 入社 (株)SKIYAKI 入社 (株)ネクストスケープ 入社 ユニファ(株) 入社 (株)RECOMO 代表取締役(現任) 当社 社外取締役(現任) | (注4) | |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------|------------|--|--|------|--------------|
| 常勤監査役 | 伊藤 敬子 | 1982年5月6日 | 2006年12月 2011年4月 2011年7月 2014年1月 2020年3月 2023年6月 2025年3月 | あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 公認会計士登録 SCS Global Consulting(HK)Limited 入社 (株)ジェイエエヌ(現 (株)ジンスホールディングス) 入社 当社 常勤監査役(現任) (株)コネクティ 監査役(現任) FastLabel(株) 監査役(現任) | (注5) | |
| 監査役 | 宮崎 雅俊 | 1972年6月20日 | 1996年4月 2006年12月 2010年7月 2015年9月 2016年4月 2017年2月 2017年8月 2019年6月 2025年3月 | 三菱倉庫(株) 入社 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 みやざき公認会計士事務所 設立 代表(現任) 税理士登録 当社 監査役(現任) (株)さくらさくプラス 監査役 蔵王産業(株) 監査役(現任) LED TOKYO(株)監査役(現任) | (注5) | |
| 監査役 | 伊藤 広樹 | 1981年9月18日 | 2007年12月 2007年12月 2013年9月 2016年1月 2021年3月 2023年6月 | 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 西村あさひ法律事務所 入所 岩田合同法律事務所 入所 同所 パートナー(現任) 当社 監査役(現任) 前澤給装工業(株) 監査役(現任) | (注5) | |
| 計 | | | | | | 598,800 |

- (注) 1. 取締役沼田功氏は、社外取締役であります。
2. 取締役橋本祐造は、新任社外取締役であります。
3. 監査役伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏、及び伊藤広樹氏は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 取締役沼田功氏の所有株式数には、同氏により総株主の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を記載しております。

社外役員の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係及び企業統治において果たす機能、役割

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の沼田功氏は、自身も会社経営者であり、また、上場会社における監査役(監査等委員)の経験も長く、全社ガバナンス、リスク・マネジメントに関する高い見識を有しております。同氏は、その経験、見識を活かし、取締役会において、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点より貴重な助言を行い、取締役会における議論に積極的に貢献しております。なお、同氏が総株主の議決権の過半数を所有している会社が当社株式28,000株を保有しておりますが、その他同氏が現在/過去において所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役の橋本祐造氏は、自身も会社経営者であり、また、人事部門の経験も長く、特に人的資本経営に関する高い見識を有しております。この知見や能力をベースに、当社の掲げる理念経営に関する経営判断や意思決定に対する適切な助言を行うとともに、客観的に経営の監督を遂行することができることが期待され、新たに社外取締役といたしました。なお、同氏は、株式会社RECOMOの代表取締役であり、当社は同社との間で人事制度構築支援等に係る取引関係がありますが、取引条件は一般と同様であり、特別な利害関係はありません。また、当社と同氏の間には、人的関係、資本関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の伊藤敬子氏は、公認会計士として大手監査法人に在籍していたことから、上場会社に対する豊富な監査経験を有し、また、東証一部(現プライム)上場企業において、内部監査、経理業務に携わっていた経験から、想定し得るリスクや、財務及び会計に関する専門的な見地から適切な監査を行っております。また、同氏は常勤監査役として当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と当社をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を述べ、適切な監督を行っております。なお、同氏及び同氏が現在/過去において所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の宮崎雅俊氏は公認会計士として大手監査法人に在籍していたことから、上場会社に対する豊富な監査経験を有しているとともに、自身も公認会計士事務所を経営し、経営者として、また、財務及び会計に関する専門的な見地から適切な監査を行っております。加えて、同氏は複数の上場会社の監査役を兼任しており、その見識を活かし、内部統制の強化に資する助言等を行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献しております。なお、当社は、2017年2月から2020年3月まで同氏の経営する公認会計士事務所と税務・会計顧問契約を締結しておりましたが、年間取引金額は僅少であり、また、その他同氏が現在/過去において所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の伊藤広樹氏は、弁護士の資格を有し、主に、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則に関する法的助言、内部統制システム、コーポレート・ガバナンスの構築、運用等に関する法的助言、コンプライアンス体制の構築、運用等に関する法的助言等、コーポレート分野を得意とし、また、以前、当社の顧問弁護士であったことから当社事業等に関する認識、理解も深いことから当社の持続的な成長と社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与する有益な助言を得られるものと期待しております。なお、上述のとおり、当社は、2016年11月から2019年12月まで同氏が所属する法律事務所と法律顧問契約を締結しており、また、同氏は当社の担当顧問弁護士でありましたが、その他同氏が現在/過去において所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はありません。

b. 社外取締役及び社外監査役の独立性の基準または方針及び選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考とし、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査担当者と必要に応じてミーティングを行う等緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況について内部監査担当者及び監査法人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しております。会計監査においては、監査役は監査法人から会計方針や計算書類等の監査の結果及び所見について報告を受け、その内容を確認しております。

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査、監査役監査及び会計監査の状況を把握しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続き

当社の監査役監査は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名体制で実施されており、全員が社外監査役です。監査役の伊藤敬子氏及び宮崎雅俊氏は、公認会計士であることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役の伊藤広樹氏は弁護士であることから各種法令に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、また、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査部門等と協議または意見交換を行い、監査計画を作成致します。監査計画の作成は、監査の実効性についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定致します。策定された監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明しております。

監査は、監査計画に基づいて監査業務を分担して実施し、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たっては内部監査担当者と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び監査法人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止め等、必要な措置を適時に講じます。監査意見を形成するに当たっては、よく事実を確かめ、必要があると認めたときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めます。

監査役は、監査に当たり監査調書を作成し、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録しております。各監査役は、監査調書に基づき監査役監査報告書を作成して取締役会に提出し、監査意見及び監査報告の内容について相互に説明を受け、意見交換を行っております。

監査役及び取締役会は、監査の実施状況とその結果について、必要に応じて、代表取締役、被監査部門を管轄する取締役および被監査部門責任者/担当者に報告し、助言または勧告を行う他、問題点の改善を求めています。

b. 当事業年度における監査役会の活動状況

当事業年度においては、監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------|------|------|
| 伊藤 敬子 | 14 | 14 |
| 宮崎 雅俊 | 14 | 14 |
| 伊藤 広樹 | 14 | 14 |

当事業年度における監査役会の本来的な検討事項は、監査方針や監査計画等の策定、各監査役間の監査業務の分担の決定、会計監査人の監査の方法及び監査結果の相当性の判断のほか、内部統制システムの整備及び運用状況の適切性の判断等であります。

c. 当事業年度における監査役の活動状況

常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ内部統制システムの構築状況及び運用状況を日常的に監視し検証しております。取締役会や経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役等からの業務報告聴取、代表取締役との定例的な意見交換、重要書類の閲覧調査、内部監査担当者や監査法人との連携を通じて、日常的かつ継続的に監査活動を行うとともに職務遂行上知り得た情報を非常勤監査役と共有し、意見交換を行っております。

非常勤監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高める役割を期待されていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して、監査環境の整備に努めております。その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし、または意見を述べております。監査の業務分担としては常勤監査役と同様に会計監査、株主総会の運営の検証を行う他、常勤監査役より共有された会社情報について検証し、監査意見を形成しております。

内部監査の状況

当社は、子会社を含む社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について、経営目的に照らした監査を行い、当社及び当社子会社からなる当社グループの健全な発展に寄与する事を目的として内部監査を実施しております。内部監査の組織としては、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役により任命された内部監査担当者2名が内部監査を行っております

内部監査期間は1事業年度とし、内部監査担当者は前事業年度における内部監査終了後、速やかに監査役と協議のうえ年度の監査計画書を作成し、代表取締役の承認を得て決定致します。

監査の実施に当たり内部監査担当者は、被監査部署に対して、事前に必要な事項について、打ち合せ並びに資料の提出を求める等により、監査活動の円滑な運営を図っております。監査は原則として実地監査により行い、被監査部署各担当者は、監査人の求めに応じ監査の立会い、監査上必要な各種資料・帳票等の提示、さらに、質問に答える等、監査の円滑な業務運営に協力することとなっております。

内部監査担当者は、実施した監査の過程を明確にするため、監査の場所・実施日・項目等、監査の概要及び結果とこれに対する意見等について監査調書を作成しております。監査終了後、被監査部署各関係者に対して、監査結果の概要を報告し、被監査部署各担当者の意見を求める等により、監査事実の確認を行い、監査終了後遅滞なく監査意見及び被監査部署の意見等を総合的に検討・評価の上、監査報告書を作成し、代表取締役に提出・報告しております。なお、内部監査結果については、監査役にも報告しております。内部監査担当者及び監査役と会計監査人は、内部統制の整備・運営状況、監査上の課題等について、随時情報共有や意見交換等を実施しております。

内部監査担当者は、監査結果に基づいて改善が必要と思われる事項について、代表取締役の意向をまとめ、代表取締役名で被監査部署長に対して「業務改善命令書」にて改善勧告を行います。被監査部署長は、監査報告書に指摘事項があった場合、回答書に記載し、指摘された各事項に対する対策処理の方針・計画並びに実施状況等を内部監査担当者に提出し、内部監査担当者は提出された回答書を代表取締役に提出・報告しております。さらに、内部監査担当者は被監査部署の改善状況を確認するとともに業務改善実施報告書を作成し、代表取締役に提出・報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

当社は、監査法人A & Aパートナーズと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 公認会計士 宮之原 大輔

指定社員 公認会計士 松本 浩幸

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 8名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の品質管理体制が適切で独立性に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を勘案し、総合的に判断致します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を検討し、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役は、監査法人とのコミュニケーションを通じて、監査の遂行状況(従前の事業年度における監査の遂行状況を含む。)、監査体制、専門性及び独立性等について評価を行っております。その結果、会計監査人の監査及び監査結果は相当であると判断いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

提出会社

| 前事業年度 | |
|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 17,800 | |

| 区分 | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 24,200 | |
| 連結子会社 | | |
| 計 | 24,200 | |

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の会社規模、特性、監査日数等を考慮し、監査役会の同意を得たうえで決定致します。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した前事業年度及び当事業年度の会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果によるものです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年3月30日開催の第10期定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額10,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、2025年3月28日開催の第12期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しております。

本制度に係る金銭報酬債権の金額は、年額60,000千円以内（3か年の事業年度につき180,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とし、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年42,000株以内（3か年の事業年度につき126,000株以内、ただし、当該株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）であります。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名であります。

加えて、同日開催の当該株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することを決議しております。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」という。）として支給する報酬の総額は、年額30,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第5期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬額の具体的構成の決定を代表取締役社長柴田旬也に委任しております。なお、委任を受けた代表取締役柴田旬也は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して、固定報酬（基本報酬）、短期インセンティブとしての業績連動報酬を、個人別に決定することとしております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績及び各取締役の担当業務の執行状況、グループ会社の経営状況等を最も熟知しているのは代表取締役であり、各取締役の貢献度を適正に評価した上で、個人別の報酬額を決定することが最も適していると判断したためであります。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限を適切に行使するよう社外取締役の助言を踏まえた上で決定しております。

なお、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式、新株予約権等の非金銭報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、株価、職位、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

c. 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査役の個人別の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査役の協議によって、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|--------|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 59,973 | 50,350 | 2,262 | 7,361 | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | | | | | 0 |
| 社外役員 | 15,560 | 15,560 | | | 4 |

- (注) 1. 業績連動報酬は、取締役の職務遂行が、会社の持続的成長及び企業価値の向上に資するものであることを踏まえ、業績目標の達成に対する意識を一層高めることを目的とし、取締役に對して、現金賞与を支給するものであります。業績連動報酬の算定方法は、連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益を基本指標として役員別に基準額を設定し、基準額にその年度の業績連動計数を乗じて計算するものであります。なお、上記基本指標を決定した理由は、業績連動報酬は単年度の業績の達成度に対する報酬と位置付けており、評価する指標として適切であると考えているためであります。当連結会計年度における業績連動報酬に係る定量評価の基準である連結売上高の実績は2,689,620千円であり、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は127,711千円となりました。なお、上記の業績連動報酬の総額は、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額であります。
2. 上記の非金銭報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションによる報酬に関わる費用計上額であります。

役員ごとの報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式を保有していないため、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。株式を保有する際には、取締役会において、その保有目的の合理性及び経済合理性等を総合的に勘案し、保有の可否を判断する方針としております。

保有目的が純投資目的以外の投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書においては、前連結会計年度との対比は行っていません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について適時的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している他、専門誌の購読や、専門的な情報を有する団体が主催する研修・セミナーへの参加及び会計監査人との連携等を通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年12月31日)

| 資産の部 | |
|------------|-----------|
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 587,195 |
| 売掛金 | 545,071 |
| 前払費用 | 37,232 |
| その他 | 26,715 |
| 貸倒引当金 | 330 |
| 流動資産合計 | 1,195,884 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物附属設備 | 12,173 |
| 車両運搬具 | 24,066 |
| 工具、器具及び備品 | 4,344 |
| 減価償却累計額 | 33,640 |
| 有形固定資産合計 | 6,943 |
| 無形固定資産 | |
| のれん | 73,328 |
| 商標権 | 1,137 |
| 無形固定資産合計 | 74,466 |
| 投資その他の資産 | |
| 差入保証金 | 30,289 |
| 長期前払費用 | 10,694 |
| 繰延税金資産 | 29,648 |
| 投資その他の資産合計 | 70,632 |
| 固定資産合計 | 152,042 |
| 資産合計 | 1,347,926 |

(単位：千円)

当連結会計年度
(2025年12月31日)

| 負債の部 | |
|---------------|-----------|
| 流動負債 | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 39,996 |
| 未払金 | 55,047 |
| 未払費用 | 182,223 |
| 未払法人税等 | 63,694 |
| 未払消費税等 | 1,092 |
| 預り金 | 58,263 |
| 役員賞与引当金 | 2,262 |
| その他 | 1,027 |
| 流動負債合計 | 403,607 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 137,840 |
| 退職給付に係る負債 | 26,741 |
| 資産除去債務 | 5,369 |
| 固定負債合計 | 169,950 |
| 負債合計 | 573,557 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 203,544 |
| 資本剰余金 | 189,544 |
| 利益剰余金 | 504,140 |
| 自己株式 | 125,877 |
| 株主資本合計 | 771,350 |
| 新株予約権 | 3,018 |
| 純資産合計 | 774,368 |
| 負債純資産合計 | 1,347,926 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) | |
|-----------------|---|-----------|
| 売上高 | 1 | 2,689,620 |
| 売上原価 | | 1,522,925 |
| 売上総利益 | | 1,166,695 |
| 販売費及び一般管理費 | 2、3 | 963,301 |
| 営業利益 | | 203,393 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 859 |
| 助成金収入 | | 4,115 |
| その他 | | 1,805 |
| 営業外収益合計 | | 6,780 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 1,913 |
| 自己株式取得費用 | | 681 |
| その他 | | 48 |
| 営業外費用合計 | | 2,643 |
| 経常利益 | | 207,531 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4 | 51 |
| 特別利益合計 | | 51 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 207,582 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 86,157 |
| 法人税等調整額 | | 6,285 |
| 法人税等合計 | | 79,871 |
| 当期純利益 | | 127,711 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 127,711 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

| | |
|--------------|---------|
| 当期純利益 | 127,711 |
| 包括利益 | 127,711 |
| (内訳) | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 127,711 |

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 203,544 | 189,544 | 380,125 | 65,194 | 708,018 | - | 708,018 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 127,711 | | 127,711 | | 127,711 |
| 自己株式の取得 | | | | 85,223 | 85,223 | | 85,223 |
| 自己株式の処分 | | 3,690 | | 24,540 | 20,850 | | 20,850 |
| 自己株式処分差損の振替 | | 3,690 | 3,690 | | - | | - |
| 連結範囲の変動 | | | 5 | | 5 | | 5 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | 3,018 | 3,018 |
| 当期変動額合計 | - | - | 124,015 | 60,683 | 63,331 | 3,018 | 66,350 |
| 当期末残高 | 203,544 | 189,544 | 504,140 | 125,877 | 771,350 | 3,018 | 774,368 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前当期純利益 | 207,582 |
| 減価償却費 | 5,118 |
| のれん償却額 | 6,666 |
| 株式報酬費用 | 7,361 |
| 貸倒引当金の増減額（は減少） | 58 |
| 退職給付に係る負債の増減額（は減少） | 4,935 |
| 支払利息 | 1,913 |
| 受取保険金 | 638 |
| 助成金収入 | 4,115 |
| 受取利息 | 859 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 125,672 |
| 前払費用の増減額（は増加） | 14,130 |
| 未収消費税等の増減額（は増加） | 6,723 |
| 未払費用の増減額（は減少） | 46,244 |
| 未払消費税等の増減額（は減少） | 105 |
| 未払金の増減額（は減少） | 3,845 |
| 預り金の増減額（は減少） | 9,803 |
| その他 | 12,055 |
| 小計 | 143,352 |
| 利息の受取額 | 859 |
| 利息の支払額 | 1,891 |
| 保険金の受取額 | 638 |
| 助成金の受取額 | 4,115 |
| 法人税等の支払額 | 76,326 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 70,747 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期貸付金の増減額（は増加） | 21,700 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 5,134 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 51 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 433 |
| 事業譲受による支出 | 2 79,994 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 7,920 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 900 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 70,830 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入れによる収入 | 200,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 22,164 |
| 自己株式の取得による支出 | 85,905 |
| 自己株式取得のための預け金の増減額（は増加） | 14,032 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 77,898 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 77,815 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 509,380 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 587,195 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

RePath(株)

前事業年度において非連結子会社であったRePath株式会社が事業譲受を行い、重要性が増したため、連結の範囲に含め、当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|-----------|-------|
| 建物附属設備 | 2～15年 |
| 車両運搬具 | 2～3年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は2年です。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用していましたが、2024年12月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第2号)」を適用し、引き続き「退職給付に係る負債」として計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する各主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

訪問看護事業

主に利用者様へ「医療保険制度」及び「介護保険制度」に基づく訪問看護サービスの提供を履行義務としております。これらの履行義務については、利用者様へサービスを提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

コメディカル人材紹介事業

求人企業に対する求職者の紹介及び入社を履行義務としております。これらの履行義務については、求職者の求人企業の入社時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

契約において約束された求職者の想定年収等を基礎とした金額から、早期退職等が発生した場合の返金見積額を控除して収益を認識しております。当該返金見積額は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づき算定しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間(10年間)を見積り、その見積り期間に応じて均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|--------|---|
| のれん | 73,328 千円 |
| のれん償却額 | 6,666 " |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

企業結合等により発生したのれんは、被取得事業の今後の事業展開によって期待される超過収益力として、取得原価と被取得事業の識別可能資産及び負債の企業結合日の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって均等に償却しております。

主要な仮定

のれんの金額は、取得時の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積り、回収可能性を判断した上で計上しております。当該見積りの基礎となる事業計画には、過去の業績推移やKPI等を考慮しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

連結子会社の経営環境が悪化した場合や、連結子会社の業績及びKPIの実績値と事業計画上の数値との間に大きな乖離が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|--------|---|
| 繰延税金資産 | 29,648 千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌連結会計年度の利益計画を基に将来の課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定しております。当該見積りには、過去の業績推移や事業計画を考慮しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (2025年12月31日) |
|---------|--------------------------|
| 当座貸越極度額 | 300,000 千円 |
| 借入実行残高 | - " |
| 差引額 | 300,000 " |

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|------------|---|
| 給料手当 | 188,564 千円 |
| 役員報酬 | 71,610 " |
| 役員賞与引当金繰入額 | 2,262 " |
| 減価償却費 | 5,118 " |
| のれん償却額 | 6,666 " |
| 地代家賃 | 107,584 " |
| 採用関係費 | 123,183 " |

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|-------|---|
| 研究開発費 | 4,800 千円 |

4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|-------|---|
| 車両運搬具 | 51 千円 |

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,414,000 | - | - | 1,414,000 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|--------|--------|----------|
| 普通株式(株) | 39,102 | 59,000 | 15,000 | 83,102 |

(変動事由の概要)

主な内訳は、以下のとおりです。

取締役会決議に基づく取得による増加 59,000株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 15,000株

3. 新株予約権等に関する事項

| 区分 | 内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|------------------------|------------------|--------------------|----|----|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第4回ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式 | - | - | - | - | - |
| 提出会社 | 第5回ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式 | - | - | - | - | 3,018 |
| 合計 | | | - | - | - | - | 3,018 |

(注) 1. 第4回ストック・オプションとしての新株予約権は、付与時点において、当社は未公開会社であり、付与時の単価あたりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

2. 第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|-----------|---|
| 現金及び預金 | 587,195 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 587,195 千円 |

- 2 事業譲受により取得した資産及び負債の主な内訳

当社の連結子会社であるRePath株式会社は、株式会社clutch communicationより有料職業紹介事業等を譲り受けております。事業譲受に伴い取得した資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出は次のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 流動資産 | 8,232 千円 |
| のれん | 79,994 千円 |
| 流動負債 | 8,226 千円 |
| 事業の譲受価額 | 80,000 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 5 千円 |
| 差引：事業譲受による支出 | 79,994 千円 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 当連結会計年度 (2025年12月31日) |
|-----|--------------------------|
| 1年内 | 1,617 千円 |
| 1年超 | 4,343 千円 |
| 合計 | 5,960 千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。差入保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。

市場リスクの管理

借入金については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を測っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金は、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりであります。なお、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------|--------------------|------------|------------|
| 差入保証金 | 30,289 | 28,162 | 2,127 |
| 資産計 | 30,289 | 28,162 | 2,127 |
| 長期借入金 | 177,836 | 177,827 | 8 |
| 負債計 | 177,836 | 177,827 | 8 |

() 長期借入金の上記金額には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2025年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 587,195 | - | - | - |
| 売掛金 | 545,071 | - | - | - |
| 合計 | 1,132,266 | - | - | - |

(注) 差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2025年12月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 39,996 | 39,996 | 39,996 | 39,996 | 17,852 | - |
| 合計 | 39,996 | 39,996 | 39,996 | 39,996 | 17,852 | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2025年12月31日)

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|-------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | - | 28,162 | - | 28,162 |
| 資産計 | - | 28,162 | - | 28,162 |
| 長期借入金 | - | 177,827 | - | 177,827 |
| 負債計 | - | 177,827 | - | 177,827 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用していましたが、2024年12月31日をもって退職一時金制度を廃止いたしました。

なお、当社が有していた退職一時金制度は、簡便法により計算しており、従業員の退職給付に備えるため、制度廃止時における退職給付債務に基づき退職給付に係る負債を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|----------------|---|
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 31,676 千円 |
| 退職給付費用 | - " |
| 退職給付の支払額 | 4,935 " |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 26,741 " |

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 - 千円

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

| | 当連結会計年度 |
|------------|----------|
| 販売費及び一般管理費 | 3,018 千円 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第4回新株予約権

| | |
|-------------------------------|---|
| 決議年月日 | 2018年3月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社従業員 1 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注) | 普通株式 42,000 |
| 付与日 | 2018年4月1日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約及び総数引受契約」で定めております。 |
| 対象勤務期間 | 2018年4月1日～2020年3月29日 |
| 権利行使期間 | 2020年3月29日～2028年3月28日 |

(注) 当社は2021年10月18日付で1株につき700株の割合で株式分割を行っており、「株式の種類別のストック・オプションの数」は当該分割後の株式数に換算して記載しています。

第5回新株予約権

| | |
|------------------------|--|
| 決議年月日 | 2025年4月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 2 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(株) | 普通株式 14,000 |
| 付与日 | 2025年5月16日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「第5回新株予約権第三者割当て契約証書及び第5回新株予約権発行要項」で定めております。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2027年4月17日～2035年4月16日 |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 |
|----------|------------|------------|
| 決議年月日 | 2018年3月28日 | 2025年4月16日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 前連結会計年度末 | - | - |
| 付与 | - | 14,000 |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | - | 14,000 |
| 権利確定後(株) | | |
| 前連結会計年度末 | 14,000 | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 14,000 | - |

(注) 2021年10月18日付で1株につき700株の割合で株式分割を行っており、「株式の種類別のストック・オプションの数」は当該分割後の株式数に換算して記載しています。

単価情報

| 会社名 | 提出会社 | 提出会社 |
|-------------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 2018年3月28日 | 2025年4月16日 |
| 権利行使価格(円) | 358 | 1,432 |
| 行使時平均株価(円) | - | - |
| 付与日における公正な評価単価(円) | - | 658 |

(注) 2021年10月18日付で1株につき700株の割合で株式分割を行っており、「権利行使価格」は当該分割後の株式数で換算した額を記載しています。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第4回のストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第4回のストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の価値は総合的に勘案してディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出し決定しております。

(2) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

| | 第5回ストック・オプション |
|------------------------|---------------|
| 株価変動性 (注) 1 | 47.23% |
| 予想残存期間 (注) 2 | 6年 |
| 予想配当 (注) 3 | 0円/株 |
| 無リスク利率 (注) 4 | 1.065% |

(注) 1. 2022年2月3日から2025年5月16日の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

3. 2024年12月期の配当実績によっております。

4. 満期までの期間に対応する日本国債の利回りを採用しております

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|----------|
| 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 15,260千円 |
| 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション の権利行使日における本源的価値の合計額 | -千円 |

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

| | 当連結会計年度 |
|------------|----------|
| 販売費及び一般管理費 | 4,342 千円 |

2. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

| | |
|-----------------|---|
| | 2025年5月付与譲渡制限付株式報酬 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 |
| 付与された株式数(株) | 普通株式 15,000 |
| 付与日 | 2025年5月30日 |
| 譲渡制限期間 | 譲渡制限期間は、2025年5月30日から当社の第15期定時株主総会の日までの間(以下「本譲渡制限期間」という。)とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。 |
| 譲渡制限解除条件 | 本譲渡制限期間(ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社又は当社の子会社(以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称します。)の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位においても死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。)中、継続して、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点)をもって、当該時点において対象取締役(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人)が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。 |

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

株式数

| | 2025年5月付与 譲渡制限付株式報酬 |
|------------|------------------------|
| 譲渡制限解除前(株) | |
| 前連結会計年度末 | - |
| 付与 | 15,000 |
| 没収 | - |
| 譲渡制限解除 | - |
| 譲渡制限残 | 15,000 |

単価情報

| | 2025年5月付与 譲渡制限付株式報酬 |
|-----------------|------------------------|
| 公正な評価単価(付与日)(円) | 1,390 |

3. 公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価格とするため、譲渡制限付株式の付与に係る当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 当連結会計年度 (2025年12月31日) |
|----------------------------|--------------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 税務上の繰越欠損金(注)2 | 30,344 千円 |
| 資産除去債務 | 1,701 " |
| 未払事業税 | 5,560 " |
| 退職給付に係る負債 | 8,428 " |
| 未払金 | 6,263 " |
| 未払事業所税 | 1,147 " |
| 減価償却超過額 | 6,203 " |
| 関係会社株式の税務上の簿価修正額 | 3,661 " |
| 資産調整勘定 | 22,350 " |
| その他 | 806 " |
| 繰延税金資産小計 | 86,469 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2 | 30,344 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額 | 26,185 " |
| 評価性引当額小計(注)1 | 56,530 " |
| 繰延税金資産合計 | 29,939 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 290 千円 |
| 繰延税金負債合計 | 290 千円 |
| 繰延税金資産純額 | 29,648 千円 |

(注)1. 評価性引当額は、56,530千円となります。この主な内容は、連結子会社RePath株式会社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 30,344千円、資産調整勘定に係る評価性引当額 22,290千円となります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | - | - | - | - | - | 30,344 | 30,344 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 30,344 | 30,344 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 当連結会計年度 (2025年12月31日) |
|--------------------|--------------------------|
| 法定実効税率 | 30.62 % |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.53 % |
| 住民税均等割 | 2.12 % |
| 株式報酬費用 | 1.09 % |
| 資産調整勘定 | 12.22 % |
| 税額控除 | 7.84 % |
| 評価性引当額の増減 | 25.47 % |
| 連結子会社の税率差異 | 2.00 % |
| その他 | 0.30 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.48 % |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(事業の譲受)

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、当社完全子会社であるRePath株式会社(以下「当社子会社」といいます。)が、株式会社clutch communicationより、同社が営む有料職業紹介事業等を譲り受け(以下「本事業譲受」といいます。)、新たな事業を開始することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。当契約に基づき2025年3月7日付で事業の譲受を完了いたしました。

(1)事業譲受及び新たな事業開始の理由

当社子会社による本事業譲受は、当社グループの中長期的な成長戦略の一環として実施するものであります。

新たな事業として、当社子会社で有料職業紹介事業を開始することによって、既存事業である訪問看護サービス事業の重要な経営課題である看護師等の人材確保に関して、さらに強化されるものと考えております。

具体的には、人材獲得力の強化及び採用プロセスの効率化の面で、シナジー効果を最大限に発揮することが可能になると考えております。

また、本事業譲受は中長期的な戦略的取組にも寄与するものと考えております。特に、訪問看護サービス事業におけるコンサルティング等の新たな事業領域の展開においても、譲受事業の知見やリソースを活用することで、より効果的かつ効率的な事業展開が可能になると考えております。

当社グループは、本事業譲受を通じて、訪問看護市場における競争力を強化し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

(2)子会社の概要

| | |
|-----------|---|
| 名称 | RePath株式会社 |
| 本店所在地 | 東京都新宿区西新宿五丁目8番2号 恵徳ビル801号室 (現・東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号) |
| 代表者の氏名・役職 | 代表取締役 柴田 旬也 |
| 事業内容 | 有料職業紹介事業等 |
| 資本金 | 5,000,000円 |
| 設立年月日 | 2024年12月17日 |
| 出資比率 | 当社 100% |

(注)2025年6月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号へ変更しております。

(3)事業譲受の相手先の概要

| | |
|------------|-----------------------------|
| 名称 | 株式会社clutch communication |
| 本店所在地 | 東京都港区新橋三丁目8番8号 リパティ8ビル4階 |
| 代表者の氏名・役職 | 代表取締役 須藤 仁司 |
| 事業内容 | 有料職業紹介事業等 |
| 資本金 | 47,600,000円 |
| 設立年月日 | 2021年5月19日 |
| 当社と当該会社の関係 | 該当事項はありません。 |

(4)事業譲受の概要

譲受事業の内容
看護を主とする有料職業紹介事業等

事業譲受日
2025年3月7日

事業譲受の法的形式
取得対価を現金の財産のみとする事業譲受

(5)連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年3月7日から2025年12月31日

(6)取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 80,000千円 |
| 取得原価 | | 80,000千円 |

(7)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん
79,994千円

発生原因
今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(8)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|---------|
| 流動資産 | 8,232千円 |
| 流動負債 | 8,226千円 |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは本社、事業所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を賃貸借契約開始から2年～10年と見積り、割引率は0.00%～0.75%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|-----------------|---|
| 期首残高 | 4,480 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 60 " |
| 賃貸契約締結に伴う増加額 | 828 " |
| 時の経過による調整額 | 0 " |
| 期末残高 | 5,369 千円 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | |
|--------------------|----------------|------------------|-----------|
| | 訪問看護 サービス事業 | コメディカル 人材紹介事業 | 合計 |
| 一時点で移転されるサービス | 2,597,057 | 92,562 | 2,689,620 |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | - | - | - |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,597,057 | 92,562 | 2,689,620 |
| 外部顧客への売上高 | 2,597,057 | 92,562 | 2,689,620 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受ける対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当社グループは、当連結会計年度より子会社RePath株式会社を連結の範囲に含めたことに伴い、訪問看護を中心とした在宅医療サービスを行う「訪問看護サービス事業」及び看護師等の人材紹介等を行う「コメディカル人材紹介事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注)1 | 連結財務諸表 計上額 (注)2 |
|--------------------|----------------|------------------|-----------|-------------|-----------------------|
| | 訪問看護 サービス事業 | コメディカル 人材紹介事業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,597,057 | 92,562 | 2,689,620 | - | 2,689,620 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | - | 1,405 | 1,405 | 1,405 | - |
| 計 | 2,597,057 | 93,968 | 2,691,026 | 1,405 | 2,689,620 |
| セグメント利益又は損失() | 774,599 | 33,722 | 740,877 | 537,483 | 203,393 |
| セグメント資産 | 613,298 | 98,452 | 711,751 | 636,175 | 1,347,926 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 4,206 | - | 4,206 | 911 | 5,118 |
| のれん償却額 | - | 6,666 | 6,666 | - | 6,666 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 5,800 | 79,994 | 85,795 | 1,542 | 87,337 |

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額 1,405千円は、セグメント間取引消去であります。
- (2)セグメント利益又は損失の調整額 537,483千円は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門等の一般管理費等であります。
- (3)セグメント資産の調整額636,175千円は、主にセグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分しない全社資産であります。
- (4)減価償却費の調整額911千円は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減価償却費であります。
- (5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,542千円は、主に報告セグメントに配分しない全社資産分であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客に対する売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|----------------|-----------|------------|
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 1,688,923 | 訪問看護サービス事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| | 訪問看護 サービス事業 | コメディカル 人材紹介事業 | 合計 |
|-------|----------------|------------------|--------|
| 当期償却額 | - | 6,666 | 6,666 |
| 当期末残高 | - | 73,328 | 73,328 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|----------------|-----|--------------------------|-------------------|-------------------------------|---------------|--------------------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 柴田 旬也 | - | - | 当社 代表取締役 社長 | (被所有) 直接6.84 | 債務被保証 | 賃貸借契約 に対する債 務被保証 (注)1 | 2,076 | - | - |
| 役員、 主要株主 | 大河原 峻 | - | - | 当社 取締役 | (被所有) 直接35.15 | 債務被保証 | 賃貸借契約 に対する債 務被保証 (注)2 | 780 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は、事業所の賃借料について、代表取締役社長柴田旬也から債務保証を受けております。取引金額については、2025年1月1日から2025年12月31日までに支払った賃借料(消費税等抜き)を記載しております。なお、保証料の支払は行ってありません。
2. 当社は、事業所の賃借料について、取締役大河原峻から債務保証を受けております。取引金額については、2025年1月1日から2025年12月31日までに支払った賃借料(消費税等抜き)を記載しております。なお、保証料の支払は行ってありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|-----------------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 579.57円 |
| 1株当たり当期純利益 | 93.36円 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 92.65円 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 127,711 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 127,711 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,367,898 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | |
| 普通株式増加数(株) | 10,477 |
| (うち新株予約権(株)) | (10,477) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 第5回新株予約権(新株予約権の数140個、普通株式14,000株) |

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度末 (2025年12月31日) |
|--------------------------------|---------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 774,368 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 3,018 |
| (うち新株予約権(千円)) | (3,018) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 771,350 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 1,330,898 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|--------------------------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | - | 39,996 | 1.40 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | - | 137,840 | 1.40 | 2027年1月4日～ 2030年5月31日 |
| 合計 | - | 177,836 | - | - |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 39,996 | 39,996 | 39,996 | 17,852 |

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

| | 中間連結会計期間 | 当連結会計年度 |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 売上高 (千円) | 1,227,235 | 2,689,620 |
| 税金等調整前 中間(当期)純利益 (千円) | 66,128 | 207,582 |
| 親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円) | 30,851 | 127,711 |
| 1株当たり 中間(当期)純利益 (円) | 22.40 | 93.36 |

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|-------------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 509,380 | 517,356 |
| 売掛金 | 419,398 | 527,057 |
| 前払費用 | 23,744 | 35,533 |
| 短期貸付金 | 21,700 | - |
| 一年以内回収予定関係会社長期貸付金 | - | 22,500 |
| その他 | 5,798 | 1 20,106 |
| 貸倒引当金 | 389 | 330 |
| 流動資産合計 | 979,632 | 1,122,222 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 10,205 | 11,932 |
| 車両運搬具 | 22,032 | 24,066 |
| 工具、器具及び備品 | 2,432 | 4,344 |
| 減価償却累計額 | 29,671 | 33,569 |
| 有形固定資産合計 | 4,998 | 6,772 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 817 | 1,137 |
| ソフトウェア | 40 | - |
| 無形固定資産合計 | 857 | 1,137 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 5,000 | 75,000 |
| 差入保証金 | 23,270 | 26,631 |
| 関係会社長期貸付金 | - | 127,500 |
| 長期前払費用 | 557 | 10,554 |
| 繰延税金資産 | 23,362 | 29,648 |
| 投資その他の資産合計 | 52,190 | 269,335 |
| 固定資産合計 | 58,046 | 277,245 |
| 資産合計 | 1,037,678 | 1,399,467 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内返済予定の長期借入金 | - | 39,996 |
| 未払金 | 1 55,836 | 50,441 |
| 未払費用 | 135,956 | 175,697 |
| 未払法人税等 | 51,450 | 63,514 |
| 未払消費税等 | 1,197 | 1,092 |
| 預り金 | 48,459 | 56,324 |
| 役員賞与引当金 | - | 2,262 |
| その他 | 601 | 601 |
| 流動負債合計 | 293,503 | 389,929 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | - | 137,840 |
| 退職給付引当金 | 31,676 | 26,741 |
| 資産除去債務 | 4,480 | 5,128 |
| 固定負債合計 | 36,156 | 169,709 |
| 負債合計 | 329,660 | 559,638 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 203,544 | 203,544 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 189,544 | 189,544 |
| 資本剰余金合計 | 189,544 | 189,544 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 380,125 | 569,601 |
| 利益剰余金合計 | 380,125 | 569,601 |
| 自己株式 | 65,194 | 125,877 |
| 株主資本合計 | 708,018 | 836,811 |
| 新株予約権 | - | 3,018 |
| 純資産合計 | 708,018 | 839,829 |
| 負債純資産合計 | 1,037,678 | 1,399,467 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 2,043,110 | 2,597,057 |
| 売上原価 | 1,182,265 | 1,474,776 |
| 売上総利益 | 860,844 | 1,122,281 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 679,849 | 1、2 854,132 |
| 営業利益 | 180,995 | 268,148 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 66 | 1 2,061 |
| 助成金収入 | 2,840 | 4,115 |
| 受取保険金 | 18,963 | 638 |
| その他 | 284 | 485 |
| 営業外収益合計 | 22,155 | 7,300 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 96 | 1,913 |
| 支払補償費 | 222 | 48 |
| 自己株式取得費用 | 799 | 681 |
| リース解約損 | 447 | - |
| 営業外費用合計 | 1,566 | 2,643 |
| 経常利益 | 201,584 | 272,805 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 51 |
| 特別利益合計 | - | 51 |
| 税引前当期純利益 | 201,584 | 272,857 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 66,496 | 85,977 |
| 法人税等調整額 | 10,646 | 6,285 |
| 法人税等合計 | 55,849 | 79,691 |
| 当期純利益 | 145,734 | 193,165 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) | |
|------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | | 1,150,175 | 97.3 | 1,431,023 | 97.0 |
| 経費 | 1 | 32,089 | 2.7 | 43,752 | 3.0 |
| 売上原価 | | 1,182,265 | 100.0 | 1,474,776 | 100.0 |

(注) 1 主な内訳は、次のとおりです。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-------|-----------|-----------|
| 現場通勤費 | 17,582 | 22,870 |
| 訪問交通費 | 10,868 | 16,540 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 203,544 | 189,544 | - | 189,544 | 261,880 | 261,880 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 145,734 | 145,734 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 27,489 | 27,489 | | |
| 自己株式処分差損の振替 | | | 27,489 | 27,489 | 27,489 | 27,489 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 118,245 | 118,245 |
| 当期末残高 | 203,544 | 189,544 | - | 189,544 | 380,125 | 380,125 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|-------------|--------|---------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 229 | 654,738 | 654,738 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | 145,734 | 145,734 |
| 自己株式の取得 | 99,971 | 99,971 | 99,971 |
| 自己株式の処分 | 35,007 | 7,518 | 7,518 |
| 自己株式処分差損の振替 | | - | - |
| 当期変動額合計 | 64,964 | 53,280 | 53,280 |
| 当期末残高 | 65,194 | 708,018 | 708,018 |

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 利益剰余金 合計 |
|---------------------|---------|---------|----------|-------------|-----------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 203,544 | 189,544 | - | 189,544 | 380,125 | 380,125 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 193,165 | 193,165 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 3,690 | 3,690 | | |
| 自己株式処分差損の振替 | | | 3,690 | 3,690 | 3,690 | 3,690 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 189,475 | 189,475 |
| 当期末残高 | 203,544 | 189,544 | - | 189,544 | 569,601 | 569,601 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 65,194 | 708,018 | - | 708,018 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | 193,165 | | 193,165 |
| 自己株式の取得 | 85,223 | 85,223 | | 85,223 |
| 自己株式の処分 | 24,540 | 20,850 | | 20,850 |
| 自己株式処分差損の振替 | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | - | 3,018 | 3,018 |
| 当期変動額合計 | 60,683 | 128,792 | 3,018 | 131,810 |
| 当期末残高 | 125,877 | 836,811 | 3,018 | 839,829 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 2～15年

車両運搬具 2～3年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は2年です。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2024年12月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第2号)」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、主に利用者様へ「医療保険制度」及び「介護保険制度」に基づく訪問看護サービスの提供を履行義務としております。これらの履行義務については、利用者様へサービスを提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|--------|---|
| 関係会社株式 | 75,000 千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の減損処理の要否は、実質価額と帳簿価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行うこととしております。

主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、関係会社の事業計画に基づく超過収益力であり、事業計画に含まれる主要な仮定は、事業計画の達成状況や将来の成長率であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。連結子会社の経営環境が悪化した場合や、連結子会社の業績及びKPIの実績値と事業計画上の数値との間に大きな乖離が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|--------|---|
| 繰延税金資産 | 29,648 千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の利益計画を基に将来の課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定しております。当該見積りには、過去の業績推移や事業計画を考慮しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」として表示していた351千円は、「受取利息」66千円、「その他」284千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

| | 前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|--------|---|---|
| 短期金銭債権 | - 千円 | 123 千円 |
| 短期金銭債務 | 5,000 " | - " |

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達等を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|---------|---|---|
| 当座貸越極度額 | 200,000 千円 | 300,000 千円 |
| 借入実行残高 | - " | - " |
| 差引額 | 200,000 " | 300,000 " |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|------------|---|---|
| 営業取引高 | - 千円 | 3,094 千円 |
| 営業取引以外の取引高 | - " | 1,261 " |

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

| | 前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) | 当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) |
|---------|---|---|
| 給料手当 | 142,453 千円 | 176,393 千円 |
| 役員報酬 | 55,972 " | 65,910 " |
| 退職給付費用 | 2,055 " | - " |
| 減価償却費 | 5,167 " | 5,048 " |
| 地代家賃 | 76,595 " | 101,173 " |
| 採用関係費 | 83,888 " | 115,788 " |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 1.0% | 0.6% |
| 一般管理費 | 99.0 " | 99.4 " |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 資産除去債務 | 1,371千円 | 1,616千円 |
| 未払事業税 | 4,362 " | 5,560 " |
| 退職給付引当金 | 9,699 " | 8,428 " |
| 未払金 | 7,020 " | 6,722 " |
| 貸倒引当金 | 119 " | 101 " |
| 減価償却超過額 | 34 " | 6,203 " |
| 関係会社株式の税務上の簿価修正額 | - " | 3,661 " |
| その他 | 1,001 " | 1,245 " |
| 繰延税金資産小計 | 23,610千円 | 33,541千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | - " | 3,661 " |
| 評価性引当額小計(注) 1 | - " | 3,661 " |
| 繰延税金資産合計 | 23,610千円 | 29,879千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 247 " | 230 " |
| 繰延税金負債合計 | 247千円 | 230千円 |
| 繰延税金資産純額 | 23,362千円 | 29,648千円 |

(注) 1. 評価性引当額が3,661千円増加しております。この増加の主な内容は、関係会社株式の税務上の簿価修正額に関する評価性引当額を3,661千円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2024年12月31日) | 当事業年度 (2025年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 30.62% | 30.62% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.05% | 1.17% |
| 住民税均等割等 | 1.98% | 1.55% |
| 寄付金損金不算入 | - % | 1.23% |
| 株式報酬費用 | - % | 0.83% |
| 税額控除 | 5.97% | 5.96% |
| その他 | 0.01% | 0.23% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.71% | 29.21% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 10,205 | 1,727 | - | 11,932 | 9,498 | 1,154 | 2,433 |
| 車両運搬具 | 22,032 | 2,921 | 887 | 24,066 | 22,030 | 2,742 | 2,035 |
| 工具、器具及び備品 | 2,432 | 2,020 | 109 | 4,344 | 2,040 | 997 | 2,303 |
| 有形固定資産計 | 34,669 | 6,669 | 996 | 40,342 | 33,569 | 4,895 | 6,772 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 商標権 | 1,123 | 433 | - | 1,556 | 419 | 112 | 1,137 |
| ソフトウェア | 300 | - | - | 300 | 300 | 40 | - |
| 無形固定資産計 | 1,423 | 433 | - | 1,856 | 719 | 152 | 1,137 |

(注) 1. 資産の種類別の当期の主な増加要因は、次のとおりであります。

| | | |
|-----------|----------------|---------|
| 建物附属設備 | 出店に伴う原状回復費用の計上 | 1,727千円 |
| 車両運搬具 | 規模拡大に伴う社用車の購入 | 2,921千円 |
| 工具、器具及び備品 | 社員増に伴うパソコン購入 | 788千円 |
| 商標権 | ロゴマークの商標登録 | 433千円 |

2. 資産の種類別の当期の主な減少要因は、次のとおりであります。

| | | |
|-----------|------------------|-------|
| 車両運搬具 | 社用車の買い替え等に伴う売却 | 887千円 |
| 工具、器具及び備品 | パソコン等の買い替え等に伴う除却 | 109千円 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|---------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 389 | 330 | 56 | 333 | 330 |
| 賞与引当金 | - | 93,603 | 93,603 | - | - |
| 役員賞与引当金 | - | 2,262 | - | - | 2,262 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度の末日から3ヶ月以内 |
| 基準日 | 毎年12月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年6月30日、毎年12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.recovery-group.co.jp |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月31日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第13期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2025年3月31日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年5月2日、2025年6月2日、2025年7月16日、2025年8月13日、2025年9月1日、2025年10月1日、2025年11月4日、2025年12月1日、2026年1月5日、2026年2月2日、2026年3月2日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書

2025年6月2日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書

2025年7月16日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

Recovery International株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮之原 大 輔

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 浩 幸

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているRecovery International株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Recovery International株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 保険適用サービスに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性 | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、Recovery International 株式会社の訪問看護サービス事業セグメントにおいて計上された売上高は2,597,057千円であり、このうち保険適用サービスに係る売上高が連結売上高の大部分を占めている。</p> <p>また、医療保険制度に基づく診療報酬は2年に1回、介護保険制度に基づく介護報酬は3年に1回改定が行われるため、今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより大幅な下方改定が行われた場合には、会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>このような経営環境のなか、会社の経営者及び役職員全員は、売上高に直結する重要業績評価指標（KPI）である延べ訪問件数を意識した事業運営を行っている。</p> <p>そのため、保険適用サービスに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性に関して、主に以下のリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業績予想や重要業績評価指標（KPI）である延べ訪問件数等の推移が外部投資家へ公表されているため、経営者はその達成に強いプレッシャーを感じる可能性があること 保険適用サービスに係る売上高は、延べ訪問件数に1件当たりの単価を乗じて算出されており、これらが不正に記録される可能性があること <p>以上から、当監査法人は会社の保険適用サービスに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、保険適用サービスに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 保険適用サービスに係る売上高の計上プロセスについて、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては訪問関連記録書の内容の一致を確認する統制に焦点を当てて検討した。</p> <p>(2)実在性及び期間帰属の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常、売上高は債権及び請求管理システムを介して会計システムに計上される。そのため、会計システムに不正に入力されたサービス提供の実体がない売上高がないかを検討するために、会計システムのデータと債権及び請求管理システムのデータを照合した。 <ul style="list-style-type: none"> 経営者による内部統制無効化リスクに対応するため、不適切な仕訳入力の有無を検討した。 延べ訪問件数や1件当たりの単価に基づいた売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するために、会計期間を通じた売上高データを母集団として抽出したサンプルに対して、レセプト、訪問関連記録書及び訪問看護契約書等と突合した。 各拠点における予算達成状況等をレビューし、特に検討が必要と判断した拠点を識別した。その上で当該拠点について、一定の条件で抽出した売上全件に対し、サービス提供の存在を裏付けるため、レセプト、訪問関連記録書及び訪問看護契約書等と突合した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Recovery International株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、Recovery International株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

Recovery International株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮之原 大 輔

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 浩 幸

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているRecovery International株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Recovery International株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

保険適用サービスに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（保険適用サービスに係る売上高の実在性及び期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。